

Title	婚姻に於ける『生物学的』と『社会学的』
Sub Title	
Author	打村, 鉦三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.1 (1935. 1) ,p.41- 88
JaLC DOI	10.14991/001.19350101-0041
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350101-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350101-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 婚姻に於ける『生物學的』と『社會學的』

打村 鑛 三

婚姻とは生活を共同にする永続的兩性結合關係である。(1)(2)これを現實的、具體的に云へば、一個の永続的兩性關係(3)によつて構成せらるゝ生活共同態である。法學者は斯る共同態の生活共同を特に婚姻的生活共同 Eheliche Lebensgemeinschaft と謂ふが、(4)この生活共同を營む爲めの兩性關係を婚姻といふ。(5)

- (1) 拙稿「婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素」本誌第二七卷第一一號。就中其二二五頁。
- (2) 『廣義に解すれば繼續的なる兩性關係にして生活を協同にするものは悉く婚姻である』(中川善之助「概説身分法學」九一頁)。但だ社會は時にその目的とするところの共同利益(積極的・消極的)のために、この關係を規範的立場より批判して、その或るもののみを眞實の婚姻と見るかの如き態度をとる。『之を茲に正統婚姻と呼ぶならば、如何なる社會にも必ず正統婚姻の外に不正統婚姻が行はれる』(前掲)ことは、當然であるが、不正統婚姻は常に必しも不當婚姻ではない。
- (3) この關係は常に必ず單數的たることを要せず—現在の双單的結合形式以前の双複式或は片複式結合も亦婚姻なり—と雖も、必ず特定の(定婚)たらしむべからず。(前掲拙稿一〇三頁參照)。
- (4) 中川教授はかゝる共同態を婚姻協同態と呼ぶ。習ふべき造語と思ふ。(中川教授、前掲書三五頁)。

婚姻に於ける『生物學的』と『社會學的』

(5) 婚姻關係は必然的に異性關係である。乍併この點に強く惹きつけられる注意は、動もすれば婚姻概念の正當なる理解に至を生ぜしめ易い。この點について、穂積博士の『婚姻とは終生の共同生活を目的とする一男一女の正當なる結合』なりと謂ふ(穂積重遠『親族法』二二頁)定義は、實だに通例の定義の行きかたとは措辭を異にするといふばかりでなく、此こととは思考の根本に於いて、極めて正確に婚姻の實體を把握せらるゝが故と云ふべく、注意してその意に聽従すべき定義と考へる。傍點は筆者の付せるもの。「一男一女の」とあるは、固より博士の定義が現在現實の婚姻を目せるが故であつて、「正當なる」とは、道徳上、風俗上の要求に合したるの意たることは、博士の親ら説明せらるゝところである。

いま、かゝる生活共同を營むための云々と謂つたが、然し婚姻に於ける兩性の結合は、如何なる時、如何なる處に於いても、その動機に於いては常に性的である。すなはち兩性の結合は、畢竟自然の性情に因るものであつて、決して合理的・利視的な動機に因るものでない。既に如斯くんば、洵に人は徹頭徹尾婚姻のために婚姻する以外に何ものゝ爲めにも婚姻しないと謂ふ可きである歟。古代羅馬人は「兒孫を得んが爲に吾れは妻を娶る。 *Ducere uxorem liberum quaerendorum causa*』と言ひ、希臘人も亦「嫡男を得んが爲めに *τὰ δόξα ἐν δόξα γυναικῶν*』と唱へた。(6)斯くて無子が慣習的、進んでは成法的に離婚の原因とされたことは當にマヌ法典の規定(7)ばかりでなく、古代諸國に普ねく共通したことと謂つていゝ。洵に家族制度隆盛の時に當つては、人は婚姻を子を得るための目的的结合と考へ、プロシヤ一般法の如き之を法文の上に明言さへしたといふ。然も當時の人とても猶ほ、常に必しもこの點に對する目的の商量によつてのみ結婚したとは云ひ難い。(8) 僅くともある特定の兩性を結合せしむるものは利視的・理性的要求であるよりも、寧ろ畢竟性的欲求であらう。洵に子を得ることは『生物學的には凡ゆる性結合の原因であるが、社會學的に云へば、それは寧ろ結合の結果』(9)であるに相違あるまい。乍併この立言は、實は社會學一狹義及び廣義の——領域、更に云へば、特定兩性間の性的結合といふ事實のどこまでが社會學の取扱ふべき正當

なる範圍なりやの問題に對する一つの態度の表明であつて、この立場よりして云へば、明かに婚姻に於ける兩性結合は目的的社會結合には非ずして愛着的なる所謂本質社會結合である。然もこの限りに於ける『婚姻關係は、遂に自然のもの *element natural*』であると云はざるを得ない。かゝる觀點よりすれば、プロテスタンチズムが夫婦間の愛の結合のみを他の人類社會より隔離して考へ、茲にのみ婚姻を認めんとするの態度も當然であるし、カトリシズムにして亦た——その教會法に於て——婚姻は『夫婦のもの合して一體となる』ときにのみ成立する、即ち *sponsalia (per verba) de praesenti copula carnalis* を伴つてのみ眞に正しく成婚 *Matrimonium raté et consummatum* となつ考へたのである。(10)

(6) 両方とも婚姻儀式中に唱へられた神聖なる式詞である。(Fustel de Coulanges, *La cité antique, Etude sur le culte, le droit, les institutions de la Grèce et de Rome*, 28<sup>e</sup> éme éd., Paris, Librairie Hachette, 1924, p. 52)。

(7) マヌ法典第九章第八十一。

(8) 父權的家族制度の極めて強い——この點については後段にも論述せらるゝであらう——我國古代の婚姻締結方式に於いても、他面當事者相互の情意の投合が大切な要素になつて居たことは明かである。當時に於いて所謂爲婚には、嚴重に家父(殊に女の)の承諾を必要としたと考へ可きであるが、然も古事記の所々に見えるすでに『爲目合而。相婚』の文字は彼上の事情を可成り明かに語るものがある。八千矛神(大國主)の八上比賣に對する求婚經緯、殊に同じ人の沼河比賣に對する求婚歌の應酬の如き正に一讀して、その間の消息を知るべきである。

(9) 中川教授、既出書一〇一頁。

(10) *sponsalia (per verba) de praesenti* は *sponsalia (per verba) de future* に相ひ對し、字譯すれば現在約束(後者は未來約束)であるが、實際は後者が今日の婚約で、*de praesenti* は婚姻の締結である。因に加特力教會が婚姻に對して本文に述ぶる

婚姻に於ける『生物學的』と『社會學的』

が如き見解を持したのは、嘗に獨り理論的結果によるに非ずして、寧ろ當時に於けるその俗世間的支配權の伸張を目的とするところよりする意識的「父權」強壓の目的より發する政策的考慮に因るところ多き事も知つて置いて可い。(拙稿『婚姻の制度的特性或は經濟性』本誌第二八卷第三號、九九頁參照)。

然らば婚姻は素と全く自然の次序に屬し、その大法に服すべきか、また謂はゞ、婚姻を本來支配する法則 *l'ordre* は、生物學的(少くも倫理學的)で、社會學的ではないか。今姑らく之れを然りと做すの立場に立つ時は、婚姻がその結果として社會生活に持つ關係、いさゝか之れを具體的に云へば、夫婦の共棲生活に於ける身分的或ひは經濟的分業或は拮抗關係の社會的保護或は制約、又は親子關係就中その未成熟子の保護等々に關する考慮など(11) 要するに婚姻がその結果として持つ社會關係以外の 寧ろ婚姻そのもの、本體は、社會學の攷考範圍からは逸脱する、否せざるを得ないであらう。(12)

(11) 中川教授、既出書。一〇三頁以下及一六二頁以下參照。

(12) 婚姻の社會的規範或は制約の爲めに婚姻法が存する。乍併本文敘上の如き立場からする限り婚姻に於ける竟極的規範は自然の人性の趨くところ、僅くもその倫理的自覺に俟つを理想とし、これ等に關することは一切私的判斷と行動に委ねて支障なく、否、竟極的理想としては、この事項に關しては、國家の法的制約は引き退くべきであると考へる——我國法學者中瀧川幸辰教授(『刑法讀本』、『刑法各論』栗生武夫教授(『婚姻法の近代化』)、中川善之助教授中央公論・昭和八年五月號婚姻解消に孕れたる諸問題)等の理論に於いて、枝葉の議論については各相違を有するとも、結局の主張は皆茲に在る——が如きは寧ろ論理の正當なる論著である。一方田中耕太郎教授の如く婚姻に關する根本的規範を自然法に求めんとするもの(改造同年五月號、現代婚姻思潮に於ける個人主義と團體主義)、前者の諸氏とはまるで異つた結論の如くではあるが、然もその由つて來る理論的出發點は等しく婚姻の本質を強く自然的事項(*Element natural*)に屬せしむるところに

存する。

乍併かゝる場合の「婚姻」は、實は兩性の「性結合」それ自身——永續的といふ條件に於てはあるが——の同義語となるものであつて、之れは素より既述の如く純粹に「生物學的」である。然もこの性結合は婚姻の基礎的因子には違ひないが、それは直ちに婚姻ではない。(13)

(13) 既掲拙稿『婚姻様式の公示性』二二九頁以下其他。同『婚姻の制度的特性』八八頁以下參照。

婚姻はそれ自身「社會學的」なるものである。Leouineauも云ふ。婚姻と家族との第一原因は全く生物學的なものである。即ち種の保存條件たる強烈なる生殖本能である。従つて婚姻と家族との起原は、必然無意識的分裂によつて繁殖する原始的有機體、原形質的單蟲の起原と同時代のものである。進化的淘汰の法則による諸器官と諸機能との徐々たる分化によつて、種々なる動物の型が創造された。斯くてやがて動物が雌雄の兩性に分れ、意識的神経中枢を有するに到つて交會といふことは、雌雄をして生殖といふ重大な機能を果たさしめる爲めの暴虐な欲望となつた。此の點に於いては、人類は他の動物と全く酷似してゐる。而して人類にも他の動物にも戀の有ゆる狂熱は、異性の兩生殖細胞の選擇的親和を、其の第一原則とするものである。洵にこゝまでは單純なる生物學的現象であるが、高等動物の間では、それが社會學的現象となる。即ち生殖欲望を満足させた後までも繼續する結合となる。そして人類の或る婚姻様式——と云はんよりは寧ろ人類の性的結合様式——が生ずると。(14) 而してかゝる境地に達した人類の性的結合こそ、「婚姻」としての、それ自身の自律的獨自の存在に到達したものである。既に如斯くして、婚姻とは一個の兩性關係を基礎として構成せらるゝ生活の共同 *Lebensgemeinschaft*、自身を指す可きである。然るに茲にこの生活共同が廣く——或は直接・間接に保族の目的を有することに就いては、恐らくは何人も多く異論を挿む

ことを爲し難いであらう。而してかく考へ來るときは、この生活共同の基礎を爲す兩性結合關係も、この生活共同態のためのものと謂ふことが出來やうではないか。尤より實際に於いてこの目的意識は決して直接に表れるのではなく、性的に然るのであつて、理性的に然るのではないが。(15)

(14) Ch. Letourneau, l'Évolution du Mariage et de Famille, 1888 Chap. XX. 乃は同書第一章及第二章參照。

(15) Ibid., p. 3.

二

凡ゆる生物は先づその個體の維持を必要とすると同時に、全體(種族)の永世のために生殖しなくてはならない。一方自然は殆んど全ての生物に一定の生活様式を規定し、各の生物は之れに全く服従してゐる。生殖のためにする兩性結合の方式も亦従つて尤より同じ事情の下に置かれる。唯だ獨り人類のみはそうでない。

創世紀は云ふ、『…神言ひたまひけるは我儕に象りて我等の像のごとく我等人を造り之に海の魚と天空の鳥と家畜と全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治めしめんと。神其像の如くに人を創造たまへり即ち神の像の如くに之を創造之を男と女に創造たまへり』と。而して神は彼等を祝して『生よ繁殖よ地に満溢よ之れを服従せよ』と云ひ、且つ『海の魚と天空の鳥と地に動く諸の生物を治めよ』と宣ひまた『視よ我全地の面にある實蕪のなる諸の草蔬と核ある木菓の結る樹とを汝等に與ふこれは汝らの糧となるべし』(1) と宣つたと謂ふが、然も之れが禁斷の木菓を啖ふた故か否かは知らず、兎も角も事實に於いて自然はアダムの苗裔に吝かである。自然の與ふるものを自然の次序の命するが儘に享けるだけでは、遂に人類は貧困か罪惡か、(2) 否衰滅をさへも避け難いであらう。Physical には必しも他の生物に勝ることのない往古原始に於ける人類は、當時に於ける峻烈なる自然の威力に對し、また外敵に對し、先

づ繁殖ること、地に満溢ることは、エホバの祝詞を俟つまでもなく之れを必要としたと云はなければならぬ。而して着々としてその目的を遂げて往つた。(3) 乍然人口の増加に従つて——然もこのことは普通に考へるよりも、はるかに早く到來して居る——人類は自らの知慧によつて生存しなければならなくなつた。生存の法則は凡ゆる生物に、その細目的約束は異つても尚ほ共通に課せられる。人類も亦全然この支配の外に居るのではない。乍然人類は斯くて別に自ら生存の技術を有した。事實に於いて人類はその人類としての生活を創めた時から(4) 生存の諸條件に従つて、その生活を認識して持つた。筆者はこの意味に於いて人類の「經濟生活」を認める。「社會生活」を認める。

(1) 創世紀、第一章、第二十六節—二十七節。二十八節。二十九節。

(2) T. R. Malthus, An essay on the Principles of Population. 生活資料と人口との相互關係、或は自然と人間生活に就いては Malthus の言説がある。マルサス『人口論』は今日に於いても最大の尊敬を以て熟讀すべき典籍であらう。讀むを得ざればこの古典は常に新しき理論と教訓とを與へるであらう。依據すべき邦譯に伊藤秀一・寺尾琢磨譯『マルサス人口論』第六版(經濟學古典叢書のうち)二巻がある。なほ三田學會雜誌十七卷一號—五號に亘つて津田誠二氏のマルサス人口論に關する研究がある。一通り簡單にマルサスの理論を概觀するに恰好であらう。

(3) 古事記神代篇千引の大岩の條下黄泉國から夫伊邪那岐命を追かけて來た伊邪那美命が大岩を挿んでの問答の記事に『…伊邪那美命曰。愛我那勢命。爲如此者。汝國之人草。一日殺千頭。爾伊邪那岐命詔。愛我那邇妹命。汝爲然者。吾一日立千五百產屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生也』とあるは、我が原始上代の人々の思想にも人口増殖に對する切實な希望があつたと同時に、既に當時から、人口の増殖的事實が、素朴な上代人にも明に認識せられて居た——すなはち、その事實が明瞭に存在したと云ふことを窺はしむるものであらう。

(4) 人類がそのはじめ類人猿と全く等しい生活を持つたか否かについては、筆者はこれを何れとも断ずる知識を持たぬ。乍併人類に、そういふ時代があつたにしろ、無かつたにしろ、人類が人類としての、換言すれば人がまじい生活を始めた時は、よしそのはじめに於いては甚だ低度のものであつたことは勿論であるが、組織した生活を持つて居たといふことは云つて可いと思ふ。社會學者が人と社會とは同時存在であると云ふのも、これを意味すると云ふことが出来る。

洵に人類は廣く——すなはち個體の維持生活と全體の保存永續を——併せて——その生存のために、本能以外の或は以上の技術及びその組織を必要とし、且つ之れを現實に有ち來つて居る。筆者は姑らく之れを生活の組織と謂ふ。茲に生活とは、直接には生命の物質的維持を意味する。而してこの生命の維持を個體を超へて全體的に觀るときは、生殖のことも亦生命維持のための一つの擴充的必要或は手段でなければならぬ。此の場合に於いては、生殖は生活の部屬的下概念となる。

すなはち既にして人類はその生活を組織して有つ。従て人類に於いては生殖のことも遂に自然の次序・支配の裡に止まらず、これが組織化を觀ねば熄まぬ。婚姻がすなはち夫れである。(5)

(5) Müller-Lyde は直接又は間接に世代によりて死滅するものに代らしむべき總ての繁殖の組織、即ち生殖行爲そのもの及びこれが結果の完成のための組織に名付けて之れを *Geneonomie* と呼ぶ。彼は曰く「*Economie* が社會學的意味に於ける財の生産に關する總ての現象の概念であると同様に *Geneonomie* は直接又は間接に人間の生産(繁殖)に關する總ての社會學的現象の總和である」と。すなはち彼の *Geneonomie* は、婚姻或は家族そのものを指すものであつて、これを再言すれば、彼も亦婚姻(家族)が、人類永世に向つての一つの組織であることを認むるものである。Müller-Lyde はその *Geneonomie* の中に兩性(夫婦)關係—嚴密なる意味に於ける婚姻關係と世代(親子)關係とを分つて認める。而して子女はその兩親から身體生命 *Zuchtwahl*, 教養 *Erziehung* 財産(相続) *Erbfolge* を受けることによつて次代に續く。(F. Müller-Lyde,

*Formen der Ehe, der Familie u. der Verwandtschaft, München 1924, I. u. II. Kap.; Letourneau, op. cit., chap. II.)* 斯くつゝいまでも述べたるが如く Müller-Lyde の *Geneonomie* の概念は嚴密に云へば婚姻及家族を包括する概念であるが、嚴重に婚姻と家族の二概念を——この兩者は少くとも筆者の如き考へ方をするものにとつては殆んど常に分離し難いものであるが觀念上——分離して考へる場合、姑らく *Geneonomie* を以て筆者の所謂生殖の組織を稱せしむるとも、畢竟斯くの如き境にまで齎らされたる兩性關係即ち婚姻は、その基礎事實たる本質的兩性相引相結の關係は依然として自然的或は生物學的であつても、遂に社會的法則 *l'ordre sociale* に屬すべきものであることを云ふに足るであらう。

なほ Müller-Lyde の概念構成法に従へば、生殖の組織は、生活の組織に包屬せらるゝ概念には非ずして、これと併列同位の概念となる。乍併このことは、何れにせよ、婚姻の社會性を認むるについては、障があるものでない。

斯くて婚姻はそれ自身「社會學的」である。素より兩性が相惹き、相求め、相結ぶのは屢、云ふが如く自然の性情である。乍然この自然の性情に基く關係が全く自然のままに放置せられた事實は尤より、記憶すらも、人類に於いては殆んど之れを擧ぐる事が出来ない。人類はその兩性關係を、確實なる證據方法の證明し得る限りの原始の時代に溯つて業に既に之れを制度化して有つた。(6)(7)

(6) Edward Westermarck, *The History of Human Marriage*, 3rd. ed., 1903, 5th. ed., 1921; Heinrich Cunow, *Zur Urgeschichte der Ehe und Familie*, 1912.  
(7) 既掲拙稿。本誌第二七卷第一一號一〇五頁其他。同第二八卷第三號八三頁以下。  
所謂亂婚(Promiskuität; Promiscuité; Promiscuity)が人類社會生活の或る段階—最原始の段階—に一般的に存在したことを主張する Bachofen, Lubbock, McLennan, Morgan 其他の人々が存する。(8) 乍併それ等の人々の言説あるにも拘はらず尙ほ亂婚を以つて人類最原始の必然的文化階段と做すが如きは勿論、これが何れかの社會の一般的

制度であり得たと做すことの到底不可能なることは、多言を要せずして明である可きである。勿論混沌たる性的無秩序の状態が人類最初の部分の生活に在つたか無かつたかの問題は、實はこれに正確なる左右の答辯を爲すべき科學的證據を今のところ何人も有ち得ないと云ふのが眞實であるのであつて、従つて所謂『群』生活時代の人類に亂婚状態が無かつたといふことは、積極的に主張することが出来ないといへば、出来ない。否、人類の性的諸關係が文化の低さ殊に經濟的開明の度の低さに従つて弛緩し去るの事實<sup>(9)</sup>は何人も之を否定することの出来ぬところで、この事がやがて、推應の許さるゝ限りに於いては、恐らく遂に全くの無秩序状態にまで立ち至る、と考へしめるのも寧ろ自然である。況んや個別的事實に之を觀する時は、文明社會に在つても亂婚的事例は必しも稀れだとは謂ひ難い。デカメロンの内容は唯獨りポッカチオに依つてのみ知られ得た事實ではあるまい。ドン・ファンも、カザノヅァも、またボンパドール夫人も今に必しもその亞流を斷たぬ。アテネの紳士達はその妻に對しては、神々に對し、且つ國家及祖先に對する義務を履行すると伴にその愛は娼婦に與へたといふ<sup>(10)</sup>。伊波禮昆古命にして『古那美賀。那許波佐婆。多知會婆能微能那祢久袁。許紀志斐惠泥。宇波那理賀。那許波佐婆。伊知佐加紀微能。意富那久袁。許紀陀斐惠泥。疊々志夜。胡志夜。』と唱はせられる。尤もこれ等のことは寧ろ性的事項に於ける人間の自由性非自然性を示すものであつて、必しも直ぐに亂婚傾向を語るものとは云ひ難いであらうが、かの帝政羅馬時代に於ける貴婦人社會の放埒、或は同じ時代の宮廷や中世佛國に於けるブルボン王朝後宮の娼家化の如き、史上著名の事實と伴に、一轉現在朝夕の市井事に於いて觀るも亦、必しも性的無羈絆に庶い事例の皆無を稱することは難い。素と人間に於ける兩性關係は、そのアルファからオメガまで自然の約束にまで繋がれた他の動物に於けるそれとは異り多分に自然の制約から解放されて居るから、獅子や虎や鳩や鸚鵡などに見るが如き動物の完全に賦性的・習性的

な一夫一婦的關係とは、<sup>(11)</sup>はるかに自由である。<sup>(12)</sup>洵に性慾の事實そのものを除けば、<sup>(13)</sup>人類には本來自然なる性結合の定式などは存せぬ。Judge Lindsay 一派の人々が婚姻制度を目して habit に過ぎぬと做すことの如き、この意味の關する限り寧ろ正しい。但だ乍併、よしその間人間の自由意志に依頼して新道德—新秩序を引き出すことを豫定するとは云へ、もし夫れが全く恣意的なる性的無羈絆の状態を、人間に「本來自然なる」性的關係態様と做すものであるならば、全くの誤謬を冒すものと云はざるを得ない。洵に人類はその比類なき變化能力、適應能力を以てその性的事項を、これが生活の便宜に従つて凡ゆる形式にまで、所理し組織して有ち來つた。<sup>(14)</sup>而してこの組織制度が婚姻であるとすれば、性結合それ自身はなほ *natur physique* に屬すると雖も、婚姻は遂に「人」といふ *Petit monde mysterieux* の側に在る。

(9) Bachofen: *Das Mutterrecht, eine Untersuchungen über die Gattikeit der alterwelt nach ihrer religionen und rechtlichen Natur*, 1861.

Lubbock: *The Origin of Civilization and the Primitive Condition of Man*, 1899.

McLennan: *Studies in Ancient History*, 1886.

Morgan: *Ancient Society, or research in the lines of Human Progress from savagery through barbarism to civilization* 1907.

(10) *Le roman de D. J. de S. Westmark*, op. cit., 3rd. ed. p. 15 ff. p. 418ff; Lubbock, *Origin of Civilization*, p. 10ff; Letourneau, op. cit., chap. III et Sub. 殊に、性的結合の組織は、人類の經濟生活の發展に照應して、確立し發展し來つた、逆に之れを云へば、人類の性的紐帶は經濟生活の低度な社會に従つて弛く、その秩序は、その最も低いところに於て殆んど全く失はれて了ふ事實に、甚深の注意を拂ひ、その所以のものを理解すべきである。實は、それは當然そうある

べき管のものと云はなければならぬのであつて、斯處にまた自から婚姻の何たるかを示す一の示唆が存しやう。

(9) Engels の *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des state* の主として第二章及び Babel の *Die Frau und Sozialismus* の第二章、三章、四章に亘つて希臘、羅馬、及中等に於ける所謂亂婚的事實が、苛烈な評言(殊にペーメルに於て然り)と共に擧げられて居る。(兩書とも、前書に西雅維氏、後書に加藤一夫氏の邦譯あり。但加藤氏譯本に就いては筆者未だ一讀の機を有せず)。

(11) 其の事例は Letourneau op. cit., chap. II.; Müller-Lyre, a. a. O. III Kap. 冒頭に多く擧げられて居る。「殆んど總ての猛禽類は、彼の愚鈍なる兀鷹に至るまで、一夫一婦的である。禿鷲の夫婦的結合は、其何れかの死ぬまで繼續する。法律の制裁などがあるのではない。ほんとうに分離することのない、一夫一婦的結合である。熊鷹も夫婦生活を営み、幾年もの間互に愛着して其棲家を更へることを爲さぬ。…フシタカス・ベルテイナクスといふ一種の鸚鵡の雌にとつては、寡孤となることは死と同義語となる。…ホエタアといふ鳥は幾年かの夫婦生活の後に、其何れかが死ぬと、其伴侶は一ヶ月とは生き残つて居らぬ。…啄木鳥の雌はその雌が死ぬと、これを呼び覺さうとして晝夜其嘴で死骸を叩いて居る。そしてその結果遂に絶望して黙つて了ぶが、然も其の後は決してもの快活に歸らぬ。…」(Letourneau)。

(12) 斯くの如くして一よし人間に亂婚の事實があつても、それは、他の動物の亂婚とは別箇の性質に在るものであること、また人間の一夫一婦(双單的性結合)は、動物の純粹に賦性的な一夫一婦とは決して同一のものでないことを注意すべきである。

(13) マルサスの『兩性間の情欲は必然にして、且つ略々現状を維持すべきである』といふ見解は今日に於いても同様と見てよい。『兩性間の情欲は、絶滅の方向に向つては從來寸毫も其歩を進めては居ない。否、今日に於ても尙ほ三四千年の昔と同一の勢威を振つて居る。勿論個人的例外は存する。さりながら例外が漸次その數を増加する氣色はないから。…』云々とある。

(14) マルサスの『兩性間の情欲は必然にして、且つ略々現状を維持すべきである』といふ見解は今日に於いても同様と見てよい。『兩性間の情欲は、絶滅の方向に向つては從來寸毫も其歩を進めては居ない。否、今日に於ても尙ほ三四千年の昔と同一の勢威を振つて居る。勿論個人的例外は存する。さりながら例外が漸次その數を増加する氣色はないから。…』云々とある。

(14) 現在に於ける原則的婚姻締結方式は、共婚的(多夫多妻)結合であるが、今日茲に到るまでに存在した方式は、それらの時處の事情に従つて或は多婦制(Polygamie)、或は多夫制(Polyandrie)の片複式結合や、更に最も原始的なる形式に双複式なる所謂 Gruppen-Ehe の如きが存する。(これ等については Westmarck の既掲書『人類婚姻史』五巻は最も詳細である。Letourneau の既掲書も亦通覽に便利な書である。尙ほ既出拙稿、本誌第二七卷第一一號一〇三頁以下参照)而して今之れを通過するときは略々「經濟階段説」の眞理なる程度にまで、現在の Monogamie を最後段階として、双複式婚、片複式婚の順序に沿革的、或は發展的に順列せしめることが出来る。(Bachofen, a. a. O. S. 21; McLennan, op. cit., p. 332-341; Lubbock, op. cit., chap. III; Müller-Lyre, a. a. O. III Kap.)

既にして然らば、縦し人類もその最自然状態に於いては Promiskuität の状態に在つたと做すとも、これは畢竟 Ehelosigkeit であつて決して「亂婚制」と呼ぶ可きが如き婚姻の或る形式でないことは勿論、假令それが如何に低度のものたりとも、一つの社會を通ずる「般的制度」として Promiskuität の存在を主張することは、論理的に不可能ならざるを得ない。のみならず從來 Promiskuität として報告せられたる事實の中には、少からず實はそれが Polygamie や Polyandrie の謬り報せられたものが存する(Letourneau, op. cit., p. 215; Post, Die Geschlechtsverhältnisse der Urzeit, Oldenburg, 1815, S. 17. 及び Müller-Lyre, a. a. O., III Kap. 参照)の如く、Polygamie や Polyandrie はその當事者の一方が複數であることによりて Monogamie に慣れた人々にとつて亂雜に見えてゐる。然もこれは決して當事者の不定を意味するものでなく、Gruppen-Ehe と雖もなほ一の定婚形式に在る。



また、事實如何にも無羈絆、無秩序の性的慣習の存在が、殊に宗教的行事と結ばれて行はれる事例の如きが屢、報告されるのも、實は原始、或は未開種族の裡に在つては、それ等が未婚男女をして婚姻に入らしむべき一方法として行はるゝものと解すべきの理由を認むべく、この社會に於いては、寧ろ、否必然的に既婚者の操持は現今の文明社會に於けるよりも、はるかに堅固である事實を知る。Müller-Lyke もこれ等について『子を生むに専念する既婚者は確固たる性關係を守り、青年の競争者から保護せられる。未婚者の交渉は少しも束縛せず、然も自由戀愛を享樂させるが、それから漸次確實なる關係を生ぜしめて婚約に至る。而してその成立によつて、自由戀愛の時期を終る』(15)と述べて居る。かく純然たる性的無秩序の事實は皆無と云ひ難くとも、必しも多からず、ましてこれが一般的習俗を爲すと云ふが如き主張を證據立て得べき事實は到底何人も知り得ざるところである。(Post, Geschichte, a. a. O., S. 17; Derselbe, Studien zur Entwicklungsgeschichte des Familienrecht, Ss. 346-348.)

更に所謂かの母權説或は母系説(16)と照應せしめて亂婚制の存在を主張するの論があるが、抑も母權制や母系制度そのものが、人類社會の或る時期を一般的に支配して居たといふこと夫れ自身が、既に必しも容易に斷言し得ざるところのもの、如くである。(17) 今日尤より母權家族の存在や、母系相續制度の存在を疑ふ者は殆んど無いと言つていゝ。乍併これ等の制度も亦一定の條件、理由等の下に各個に存在した事實は争はれなくとも、人類全般に當て嵌め得べき文化階段の一として許すことは困難である。然らば縦し、亂婚(の結果たる父の難知)と、母系相續制或は母權家族の存在とに、因果關係的の連錯を認め得やうとも、尙ほ、亂婚が一般的社會制度として存在したといふことを考へることは出来ない。況んや母權概念の肯定は、亂婚の存在を外にしても、充分に之れを爲し得べく、事實的に觀るも、亂婚の事實と母權(或は母系)的事實とは必しも必然的素連關係に置かれるものではない。(18)

(16) 母權(das mütterlich; le droit de la mère; Mutterrecht)は羅馬法に所謂 das Vaterrecht (Jus patris potestatis)の對語的意味に立つ名辭であつて、Bachofen の造語に於けると云ふ。乍併 Bachofen に於てこの語は尙ほ多少曖昧の内容を有つ。すなはち彼に於いてこの語は同時に母長制(matriarchie)母權制(mütterlich)母系制(mutterfolge)の概念を含み、而してこれ等の間に明瞭なる定義を缺いた。佐喜眞與英『女人政治考』は、——結論、及び論證の過程に於いて、必しも全幅的贊同を寄するものでないが——女治、母權社會又は母權支配(die Gynakokratie, la Gynecocratie, Gynecocracy)又は母權に關して尊敬し且つ傾聴すべき多くの内容を有する好著であるが、佐喜眞氏は言ふ『私は母權を家又は族内に於ける女性の規範、それに基づく優劣を意味するものとして、此の語を使用した。原始古代人は家父の力を待つ前に母の magico-religious の秀でた能力に基いて家又は族の共同生活を営んだ。母が子女に對して父よりも大きな權利を有した。是に基いて財産も女系によつて相續された。私は是等の事實を統一的に理解するために母權なる語を留保したい。』(『女人政治考』五頁)と。母權なる語は大體右の如く解して可いであらう。『從來の學者はかくの如き事實——女性の男性的支配(筆者挿入)——を以て女治論に重大なる意義ある如く考へたが、私は左程意義ありとは思はぬ。』(三頁)否從來の女治觀念から權力觀念を除き女治を専ら magico-religious の力と考へ、女性の崇拜、輕蔑の觀念を離れた、前時代の心理的產物と做す同氏は、羅馬法の家父權に付き纏ふが如き狹量性を母權から除外し『……私はこの意味を除いて母權なる語を使用した。原始古代社會に於て財産が女系によつて相續され、母が子供の結婚等に決定權を有するところでも、母の兄弟が家に勢力を有する例は非常に多く、從來かくの如き例は人をして母權を認むるの餘地なしと思はせたのであるが、母權に上述の如き制限を附する者にとつては、此の事實は母權の觀念と何等矛盾するものではない。』(五頁)と考へる。斯くて母系相續制度(mutterfolge; matrilineal Kinship)も同氏は在つては、この女性の呪術的效力(權力)の傳承維持方法と觀らるゝのは、當然の論結と云ふべく、女性の magico-religious なる能力の私生活に於ける表現(母權)と公生活に於ける表現(女治)と而してこの母系制とは、

觀念上の區別は勿論であるが、畢竟原始社會に於ける女性の呪術的規範及それに基づく社會上の優越を意味して、一の統一的關係を認め得べきの道理であつて、同氏はこの三者の統一體を廣義の女治(Gynokratie)と謂ふのである。

(16) 所謂『進化論』の創唱に連るること二年すなはち一八六一年、その内容の歸着點が正反對なる二名著の出現をみた。その一は H. Maine の "Ancient Law" であり、他は Bachofen の "Das Mutterrecht" である。Maine が『首長の父權的權力は古代家族觀念上不可缺の要素である』と言ふに對して、Bachofen は、原始家族制の母權制なりしことを創唱した。所謂、母權論はこの時以來學界の注目を惹き、これに次いで起つた未開社會の研究——たとへば Morgan のその如き——は現存土人の中から幾多の母權的事實を發見した。斯くて母權事實の否定は今日何人と雖も能し難いところであるが、然も、これを以て人類原始社會規範とする説については、決してそれが決定的なものと云ふことが出来ない。即ち一八六四年に出版せられた F. de Coulange の "La Cité antique" は、有力に原始社會の父權的構成を主張した。尤も年代順に云つてその翌年には McLennan が、母系制を以て家族史上の第一段階たることを主張したのであるが、この相前後して出でた四個の劃時代的文獻(但し、その四者相互の間には何れも他の影響を受け或は及した關係は無かつたと云はれて居る。)を出發點として、其後の研究、論争は最後の決定を見ずして今日にまで續けられて居るのである。

(17) 事の實際は決して『男女亂婚の時代に次いで母權時代が来る。——恰も母權時代に次いで父權時代が来る様に』と Bachofen の言ふが如きものではないと、言はざるを得ないが如くである。先づ第一に女權家族を以て『常に父權的家族に先行すべき制度となし、如何なる民族も先づ母權制度よりその家族史を始めたものと結論することに付いては多大の異論がある。假令母權支配の基礎が力と富に非ずして女子固有の呪術的要素に在りとするも斯る呪術的支配を以て直ちに最も原始的なる支配形式なりとするを得ざるべく、況んや何等かの經濟力を母權時代の女子に歸せんとして斯制度の可能時期を原始農耕時代となすならば、それ以前の未定住時代を父權的支配に讓らざるを得ずして母權家族の原初性は肯定出来なく

なる』(中川教授。既出書。四一—四二頁)。而して然も縱しある民族のある文化階段に於いて母權の現れることはあつても、その多くは忽ちにして父權的家族に移行するを常道とする事實及びその父權的家族の歴史は極めて長く廣く且つ確實なること、これを照應せしむれば、結局母權社會の存在といふが如き、局部的異例的なもの以外には遂に主張し難いといふことに歸着するであらう。洵に未開人間に於ける母權的、母系的事實の報告の如きも、精密にこれを見るときは、これと並んで他方父權家族の存在することも往々である。(Leoumnan op. cit., chap. XVIII. 參照)。我國上古の歴史に在つても、有名なる卑稱呼の女治(魏志倭人傳)をはじめ、亦母權的、母系的事實の存在を推論すべき記述を記載などの中に認め得るのであるが、然もこれは通觀して既に父權的社會と認むべき我國上代社會に在つて——この點後段に自然再論せらるゝの機會を有すべし——他の父權的家族と併在混在したものである。媛女君家(宇受賣命の裔の母系家族)の如き天孫の下令によつて他の父權的家族と併んで創立せられたものである。河俣毘賣(師木縣主の祖)、意富阿麻比賣(尾張連の祖)、美夜受比賣(尾張國造の祖)、若比賣(三尾君の祖)の各母系相續例の如きも勿論、他の父權的家族と混在したものである。(古琉球に於ける女治、母權については佐喜眞氏既出書二二七頁以下、一六一頁以下を見よ)。尙ほ瀧川政次郎『日本法制史』七五頁以下參照。

(18) 西部アフリカのコンゴ土人、ロアンゴオのマコンベ族、舊獨逸領西部アフリカのオンドンガ族はいつも母系制に従ふが、婚姻の制度的紐帶は極めて嚴重で、婦女は貞節である。東部アフリカのワカオ、北部アビシニヤのバニア族も同様。而して我國の生蕃も同様。然るに、ヒンツィンシユの Kohf ネハールの Sumuwas は父系制度を採るが極めて亂婚的である云々。なほ W. I. Thomas, Sex and Society, Studies in the Social Psychology of Sex, London, 1907, p. 66ff. p. 226ff.

憶へば、圖らずも筆者は姑らくの間稍、不必要に庶い論證に幾分の紙敷を費すの過りを肯てしたかも知れない。何

とならば 性的無秩序 Promiskuität が秩序にあらざることとは最初歩的の論理が能く断定し得るところであり、従つてこれが如何なる意味に於いても「婚姻」の一態たるべからざること(19)を知れば足りたのであつて、一方人間は畢竟神に歸すべきか、猿に還るべきか、大古幽玄の霧の底深き邊りの消息は茫乎として遂に知り得べくもないが、彼等がその生存を技術的に保持する——すなはち「經濟」を營むことに依つて生活するに到るや(20) 生殖のことも亦この機構の廣義の目的に向つて自然に包含せられざるを得なかつたことは、亦既に述べたるが如くである。蓋し、個體の維持は必然的に保族の目的に繋つて全く、従つて生活享需の組織は自然に保族の事項をも包含して、生殖のことは遂に決して自然の全支配に放置することを許されぬ。斯くて人類は單なる自然的性交渉の他に、否これが組織化したるものを、單なる「生物學的」性交渉以上のものとして「社會學的」に所有するのである。

(19) この意味よりすれば Promiskuität の邦譯に「亂婚」或は「亂婚制」なる譯語は、不當である。

(20) この以前の生活は學者の所謂「經濟前」の時代である。

洵に斯くて、吾人は所謂婚姻の諸の形式を、個々の經濟事情に従て、密接に之れと照應關聯して看ることが出来るのであつて、以下筆者は姑らく歴史的事實にこの相關事情を究め、自己の所論にまで役立たしめやうと欲する。

三

史前的社會原形論は姑らくこれを措けば、歴史上に於ける人類生活の元初形態は氏族であると云はれる。(1) 茲に氏族とは希臘の γένος、羅馬の gens、ゲルマンの Sippe, Geschlechterverband (Mark-Gau)、スウェーデンの Clan、アイルランドの Sept、或は我國の氏の制度の如く——勿論これ等の各は各に特徴を有し、相互に相違點あることは尤よりであるが——畢竟原則的に云へば、同一の祖神を有し、同一の墳墓を有し、同一の血統に屬し、或は屬する

と信する人々の排他的(封鎖的)血縁或は血縁を基礎とする團體を云ふ。(2) 姑らく Morgan の言ふところに従へば gens, genos, ganas 等の語は「つづれ」も第一義的には血族(Kin)を意味する。それぞれ gignō, gignomai, Ganamai——「つづれを「生む」の意——と同一要素を含む。(3) 従てこれ等は「つづれ」も一氏族の各成員に共通した直系といふ意味を含む。即ち氏族とは、共通の祖先を有し、氏族名に依つて區別せられ、且つ血を分けて居るといふ點に於いて互に結合する、一個の同族團體を意味する、と。(4)

(1) 『……しかし氏族制度を跡けて、その存在を誘起したであらう古代社會の状態にまで溯ることは、之れを爲し得る、それが乃ち予が試みたところのものなのである。蓋し氏族制はその起原を人類發達の低度なる時代、乃ち社會狀態の最古のものに發したのであつて……』云々。(モルガン『古代社會』(高島・村尾譯)上卷二五三頁)。

『羅馬法曹や希臘の著述家の述作を見る人は、其處に極めて古い、希臘でも羅馬でもその社會創成の初に當つて随分盛んであつたと思はれるところの……(中略)……一制度を發見するであらう。拉丁人の所謂 gens 希臘人の γένος が即ちそれぞれある。』(Coulanges, op. cit., p. III.)。

(2) 氏族態の本質が血縁團體たるに在ることは略異論なかるべきである。尤も之れが血縁のみに基く社會か、或は地理的理由にも因るものかについては、學者の間に議論の存するところであると共に、茲に瀧川教授が古代社會の呪術的或は神治的傾向、これは獨り瀧川教授を俟つまでもなく何人も氣のつくところであるが——に對する注意より出發して、氏族——主として我國の氏の制度に就いてはあるが、——結成の根據を獨り血縁にのみ求めず、寧ろこれを強くその宗教的、神治的要因に求めたのは注意す可き一説と思ふ。(瀧川政次郎『日本社會史』六一八頁。なほ同氏著『日本法制史』五七頁以下)。

(3) Morgan, op. cit., Pt. II, chap. II, p. 100. 同書 Coulanges, op. cit., chap. X, p. 118 參照。

(4) 『拉丁語の gens なる文辭の如きも、實に正確に genus なる文辭と同じ言葉であつて、吾々は此の二語の何れの一つ婚姻に於ける『生物學的』と『社會學的』

をも他の「の代りに用ゐることが出来、従てまた「フニビウスのゲンス Gens Fabia」と云ふも「フニビウスのゲニス Gens Fabius」と云ふも全く同じく、而も兩語とも動詞 *ignare* 名詞 *senior* に相當するものである。此事はまた希臘語 *γενος* が *γεναι* 及び *γενος* に相當するのと完全に一致し、之等の語は皆な血統なる觀念を含んでゐる。希臘人はゲニスの成員をオモガラクテス (*Omojalaktes*) と呼んだが、之れは「同じ乳で育てられた者」といふ意味である。」(Coulanges, op. cit., Livre II, chap. X, p. 118.)

(19) Morgan, Ibid.

然るに或ものはゲンスとは同姓 *une similitude de nom* と云ふことに過ぎぬと考へ、他の或者は、首長たる一の家族と之に追従する多くの家族との間の關係を表す言葉に過ぎぬと做す。これ等の説も亦一面の眞理を語るものではあるが、然も、事實に照して全面の夫れに當て符まるものでない。(Coulanges, op. cit., chap. X, p. 116.) またゲンスなる語は一種の人爲の親族關係を意味する擬制的聯合體——即ちそのはじめ相互に他人であつた幾つかの家族を、政治的の目的のために擬制的に血縁關係に立たしめたものを表すと做す説もあるが、これも、古代の立法がゲンスの成員に相續權を與へたこと、宗教的信仰が出生の共通なきところに祭祀の共通を欲し得べからず、また欲しなかつたこと、及び言語上の名稱がゲンスの共同始祖を證明することの三點から、否定されなければなるまい。(Coulanges, Ibid., p. 116-119.)

Morgan が希臘氏族各員の權利義務として掲げたものに、(1) 宗教上の典禮の共通(2) 墓地の共通(3) 死亡氏族員の遺産相續に關する相互義務(4) 援助防衛及傷害補償に關する相互義務(5) 孤兒嫡女の場合に於ける氏族内の近親婚姻權(6) 共有財産、執政官及出納官の所有(7) 家系を男系に限ること(8) 特定の場合を除き同一氏族内に於て婚姻を爲さざる義務(9) 氏族内に他人を養子とする權利(10) 首長を選擧し及び罷免するの權利が在るが、(6) 同じ

ことの羅馬に於けるものには、上記の各項を殆んど全く移してこれに當てれば足るの次第、更にゲルマンの氏族事情も亦、その本質的部分に於て同じい。而して然も茲に全く一轉してイロクオイ氏族族員の權利義務なるものを看るとき、(1) 世襲首長及酋長の選舉(2) これを罷むる權利(3) 族内婚の禁(4) 死亡氏族員の遺産相續の相互權利(5) 援助・防衛・傷害救治に對する相互義務(6) 其成員に命名する權利(7) 他氏族から養子を迎ふるの權利(8) 宗教上の共通儀典及審問(9) 墓地の共同(10) 氏族會議等が擧げられるのを知るのであつて、(8) 吾人はこれ等のことから自から氏族の何たるかを知り得べきである。而して洵に希臘の氏族もイロクオイの氏族も、氏族たる本質に於いては全く同様たるを否み難いことを知るであらう。但だしかもその間、なほ自から相違點あるは、唯兩者の現れた時の文化(經濟)状態の相違に由ると做すべきである。(Morgan, op. cit., Pt. II, chap. 8, 參照)。

(6) 而して希臘に於いても羅馬に於ても氏族毎に集會を有し、その成員の服従すべき法令を有したが、各氏族には氏族の判官であり、司祭であり、將軍である首長を有し、この首長の獨裁の權威は絶大であつた。我が國上古の氏のウツカ上の權威の如き亦同一のものとして云はんよりは寧ろその典型的なるものと云ふべく、この點についてはゲルマンの氏族に於ては稍と協議的傾向を有したと思はれる。尙ほ氏族の宗教的特質については、これを觀過することなきを要する。(希臘人の間に於ては、極めて古い昔から共同の犠牲供御を爲し來つた事實に依つて同一氏族の屬員たることが認められ、羅馬に於いても各ゲンスは自ら履踐すべき各の宗教儀式を有したのであつて、男子を死後に遺すのも、これ等異代の祭祀を永く繼ぶべき承繼人を得るが爲めであつた。(Coulanges, op. cit., p. 113.) 我國上代の氏族社會にあつても、各氏に於ける氏神の祭祀が最慎重事たりし事は尤より擧げては廣くその社會に於ける政事をまつりこと(は祭事)まつりことであり、法(のり)は、神意を宣(のり)、神意のあるところを伸(のり)るに在つた事情を理解すべきである。

(7) ゲルマン民族の歴史は、それが西歐羅馬に於て羅馬文明との接觸を見るまでは、全く定かでない。實はこの時代に到り

でもなほ、纒かにシイサアヤタチトスの記述に之れを窺ふことが出来るに過ぎないが、大體に於いて彼等も種族的結合に於いて生活し、或は、數個の種族的集團となつて運動したと考へられる。ゲルマン民族の農耕生活は五、六千年の古きに及ぶと言はれるが、果して然らば、羅馬時代に於けるゲルマン民族の生活が、定住的な農業形式を備へて居たと考へることは出来る。而して彼等は、村落或はこれと類似の聚落を形つてその社會生活を營んだのであるが、この聚落は血族的關係につながる政治・宗教上の團體であると共に又一個の經濟的統制を有する。Markの制度は即ち之れである。またGauの組織を想起してもよい。(Gauとは、一種族の占有地、或はその一區分を云ふが、これはまた、職能的には血族、宗教、政治、又は軍事上の統制である。)すなはち彼等も亦その社會生活の第一階段として血族的團體を結んだのであつて、政治上の首長及軍隊の指揮者は選舉制によつてその地位を獲得保有し、相併に統治の主要機關たる合議會を組織したが、大問題は一般討議に附し、凡て重要なる問題に對する最後の決定は一般總意に屬したといふ。(Morgan, op. cit., Pt. II, chap. 15. 參照)即ち彼等の氏族制は、この點に於いては、その傾向支那最古の氏族制に似たるところ多く、既に記したるが如く我國氏の制の如きには最も遠いものと云ふべきである。尤も我國の氏の政治も極く古くは、所謂神集ひに神集ひ、神語り、に、神語る傾向があつたと考へられる點もあるが、後の氏に於いては、氏の上の權威は洵に大であつたと言つて可い。(なほゲルマン古代の聚落形態その他については、奥井復太郎教授の「獨逸都市研究序論」三田・二十二卷・三號參照)。

(8) 而してこれは亦、他の亞米利加印度人や濠洲土人やその他の未開人間に於ける血縁團體の制度に於いて本質的類似を見るのである。

尙ほ個々の氏族制について究明し、云々すべき點は決して僅しとは做さぬが、素と筆者が茲に若干氏族のことに觸れたのは、本篇行論の目的に必要な限りのことであつて、専ら之れに就いて精しく論ずることは自から別の機會を期す可く、本篇に於いてははじめより意圖せざるところである。たゞ人類の人類としての生活を溯つて最後に到達する最初の組織的生活の形態が前段いさゝか述べたるが如き態様の生活、すなはち所謂氏族態の生活であつたことは、先づ認めて置かねばならぬのであるが、かゝる氏族態を單位として成立する社會を氏族社會といふ。(9) 而して茲に本篇の採つて以つて問題にしなければならぬのは、この社會に於ける性關係の組織は、果して如何なる態様にあつたかと云ふことである。

(9) 氏族態の生活が、血縁的に結ばれたそれ自身封鎖的な生活であること、之れをその經濟生活に就いて云へば、その内部を限つて行はれる自給自足の共同經濟であつたこと——に就いては、今日多くを語らずして何人も既に能く知るところである。(Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, 1906, S. 9 ff.; Eugen v. Philippovich, Grundriss der Politischen Ökonomie, I. Bd., 1908, S. 24 ff.)すなはち原始人はこの方法(氏族態)に依る社會的能力と相互救済によつてのみ、彼等の生存と保族とを維持した。従つて彼等に於いては社會の一成員たる以外に個人が存在はない。この意味からすれば、氏族は經濟組織であると同時に、經濟單位である。——このことは他面、それが一個の政治組織であると同時に、政治の單位である事實を有する。——かゝる態様を有する社會を自ら自身を指して「氏族社會」と呼ぶことも、勿論差支ないところであるが、夫れ等の氏族態が幾つか相併んで存在するやうなことがあり得ても、素とそれ等は割據して神武紀の所謂「邑有君。村有長。各自分疆相凌蹙」の有様であり、偶に起る交渉も平和的なものでなかつたといふことは出来る。乍併「人煙相望。鷄犬相聞」の間に在りながら交渉絶無であつたといふことは、少くとも一定時間の經過に従つて、文字通りには肯定し得ないところで、經濟的にも政治的にも相互に何等かの交渉の生じ來ることを考へる方が自然であらう。尤もそれが團體間の交渉であつたこと——經濟上に就いて之れを云へば、これ等の社會に偶發的に起つたであらう取引の如きも常に氏族内の共同經濟と共にどこまでも氏族態間の團體的な取引であつたと云ふべく、この意味に於ける限りに於いて、前述の如く氏族は一の經濟單位なりと云ふことも出来るのである。乍併政治的には一步先んじてこれ等氏族間に自然、征服被

征服の關係が生ずることは否み難いところと云はなければならず、その結果は、一方から云へば一氏族内に血縁以外の被征服人口を含む(これが所謂奴隷である。我國・氏の内部に於ける奴婢(ヤッコ・メノヤッコ)の如き夫れである。品部、部曲の民の如きも、また然りとも云ひ得べきも、これには多少の吟味條件を附さねばならぬ)といふ事實を生ずると共に、數箇或は數十個の大小氏族を包含する一の社會團が新しく生じ來ることになる。これがすなはち茲に云ふ氏族社會である。而してこの社會が時の経過に従つて多くの隸民を有する豪族制據の社會を現出し、他而貴族と庶民(自由民と隸屬民)との社會的對立を生み、かくて氏族制なるものは、この時に至れば、一の貴族政治(貴族政治)の名となることは、理論的にも合點せしめらるゝところと云ふ可きのみならず、事實に於て然りである。希臘のゲノス、羅馬のゲンス、我國の氏皆すべし然りである。Cousages は曰ふ。ゲンスは『全然貴族的な構成を爲した集團であつて、羅馬の Patricii 雅典の Eupatrides (Eupatrides)』と云ふが如き貴族階級が長い年月の間能くその特權を保持し得たのは實に氏のゲンスの内部組織のお蔭であつた。故に庶民階級は漸く勢力を獲るに至ると共に、全力を擧げて氏の古い制度と闘はずには居られなかつたのである』(Op. cit., chap. X. p. III)『即ち羅馬の平民は貴族に倣つて自分等も亦ゲンスを形成せんと欲し、また雅典に於いても、人々は従来の多くのゲノスを皆打ち碎いて、更に之に代ふるに Demos を以つてせんと試みたのである』(Ibid.)と。所謂 Democracy の起原である。

南濠洲の一種族ダイエリイ人間に於ける血縁團體ムルツの起原傳説に曰ふ。…天地創造の後、父母、兄弟、姉妹その他の近親者が無差別に通婚し、遂にこれ等の惡結果が表れるに至つた。指導者達の會議が開かれ、如何なる方法に従へばこの害惡が避けられるか考へられたが、相談の結果は大精靈ムラムラに祈願することになつた。ムラムラは之れに答へて命じた。すなはちその種族は別々の部族に分れ、それ等は生物又は無生物、例へばダインゴ、二十鼠、エミュー、雨、大蜥蜴等に從てそれ々々異つた名稱を以て呼ばれねばならぬ。而して同一名集團の成員は互に結婚することを許されぬが、他の集團とは之れを許されるといふことになつた。例へばダインゴの息子は、同じダインゴの娘とは、通婚することが出來ぬが、この二人は夫れ々二十鼠、エミュー、其他の集團のものとは相結ぶことが出來ると。(10)素よりこれは一個の傳説である上に、必しもかゝる組織の起原や由來を説明するに充分なものではない。然も繁殖の組織として看たる場合の氏族の性質と實際を、或る意味から云へば、それが傳説であるだけに、一層一種の直入力を以て、談るものではあるまいか。Moggs の熱心なる研究によつて報告せられたイロクオイ種族に於ける氏族は、その部族によつて多少名稱及び數を異にするが、(11)大體狼、熊、海龜、ビーバー、鹿、鶴、鷹の八氏族に分れて居り、各氏族内の通婚は嚴重に禁忌されてゐる。異氏族間に結ばれる彼等の婚姻は、それ自身のうちに Monogamie に至るべき要素(或は傾向)を含むものであり、少くとも片複制と觀るべき状態に進みつゝあるものであるが、本來變複式(事實はじめてこの種族が発見された頃に在つては確かに一

群婚的である。(12)この性質は濠洲未開人間に普遍的に看らるゝ謂はゞ氏族前態——或は未熟氏族制とも云ふべきものに於て一層典型的である。すなはち、いま之れをカミラロイ種族に就いて觀るに、この種族には、大蜥蜴、カシガル、オポーツアム、エミュー、ビルバ、黒蛇の氏族が存するのであるが、これ等全氏族を通じて、別にその男女は次の如き八の『色』(Colors)に分かたれる。すなはちイツパイ(男)―イツパタ(女)、クンボ(男)―ブタ(女)、ムリ(男)―マタ(女)、クツビ(男)―カボタ(女)がこれである。而してイツパイはカボタと、クンボはマタと、ムリはブタと、クツビはイツパイと通婚する以前の他の一切の結合が禁忌されてあるのであるが、この『色』を氏族と結んで觀るとき大蜥蜴、カシガル、オポーツアムの三氏族の男女はムリかマタ、或はクツビかカボタであり、エミュー、ビルバ、黒蛇の三氏族の男女はクンボかブタ、イツパイかイツパタに屬する。これを以て觀れば、彼等カミラ

ロイ種族の血縁的系統は元來二つに歸せしめらるべきものであつて、その六氏族八色の態様はこれが漸次に複雑化された——即ちこれが氏族態それ自身の完成への發展過程を示すものとも云へやう——ものであらねばならぬ。斯くしていま大蜥蜴氏のムリは、その『色』の定めによつてエミュー氏、ビルバ氏、黒蛇氏を通じてそのブタと通婚し得べく、その間に生れた子女は(子は母の氏につくが故に)イツパイ又はイツパタとなる。同様にクツビは同じ範圍のイツパタと通婚してその子女はクンボかブタに屬する。なほ、更にエミュー氏のクンボを例に採れば、これは逆に大蜥蜴、カンガル、オポーツアム三氏を通じてそのマタと通婚すべく、その子女はクツビ又はカボクである。而して彼等の群婚は嚴重にこの定に従ふのであるが、Morgan はこれ等に就いて『オーストラリヤに於ける『色』の制度は意味深きものである。これ等の諸『色』が形成される方法及び結婚及び繼承に關して彼等の有する範圍によりてその當初の目的は肉親の兄弟姉妹を婚姻關係より除外して、只傍系に屬する兄弟姉妹のみを之れに維存するにあつたことは餘かである』といふが、斯くの如きは畢竟ハワイ土人の間に發見されたかのブナルア婚の半血縁的群婚の態様<sup>(13)</sup>にあるものである。然もこのブナルア家族に、事實的に單婚への傾向が存すること即ちその雙複的關係の裡に在つて、自然に或る特定の一人(女)が主要的地位に就く事實が生じ來ることは、Morgan も云つて居るのである。<sup>(14)</sup>

(10) Bebel, Die Frau u. der Sozialismus. a. a. O.

(11) 例へばオノンダガ部族に於いては、八氏族ではあるが、その氏族名に於て鷹、鷲が無く、代りに鰻、鰯の二氏が在る。

またモホーク部族には狼、熊、海龜の三氏を有するのみと云ふ。

(12) Letourneau, op. cit., chap. XVI, XVII; Morgan, op. cit., Pt. II, chap. II. を精讀すべし。

(13) 而してこの種制度が、廣く未開種族間に分布して行はれたことに就いては Letourneau, op. cit., chap. IV, XIV, XVII. 及び Morgan Pt. II, chap. XV, Pt. III, chap. I, II. 其他に知るべし。

(14) 既出『古代社會』下卷二九八頁。

しかし之れを古代諸民族の氏族社會に觀るときは、かゝる群婚的事實の存在は明瞭でない。聖書の記述を以てみるに、ノアの裔たち、イスラエルの子等、それ等の人々が亦民族的な血縁團體を結んで生活して居たと考へることは、必しも全く根據なき空談たるの誹りを受くるものではないと思ふ。<sup>(15)</sup> しかも一方彼等古代ヘブライ人たちの氏族生活に於ける兩性關係は、既に畢竟父權的組織の下に置かれたるが如くである。<sup>(16)</sup> 古代亞利比亞人間に屢々云々される亂婚事例も、實は寧ろ父權的多婦制と觀るべき理由が存する。更に希臘、羅馬の場合に於いて觀るも、その神話時代に溯つて群婚的事例と觀るべきものを求めることは必しも不可能でない。Bachofen の如きは、希臘神話のうちから所謂『亂婚』の存在をさへ結論する。<sup>(17)(18)</sup> 然も、信賴し得べき歴史の憑據を有する時代に入つての彼等氏族社會に於ける婚姻は、もはや團體的なるものではなくて、『家』を中心とした個別的なるものであつたことは、決して否み難いところである。<sup>(19)</sup> 我が邦氏族制度は、その紀記を通じて觀るを得る時代に於いては、既に寧ろその發達の頂點に居たものと云ふ可く、これを家族史的に云へば將に父權的大家族制の時代に移らんとし、——否寧ろ大方その移動が行はれ盡さんとして居たとさへも云ひ得べく、政治的に云へば一種の中央集權制度——これは後再び莊園制度封建制度に移行したが——に向つて崩壞に瀕して居たと云ふべきであつた。<sup>(20)</sup> 當然の現象とも云ふべく、明かに婚姻は『家』を中心寧ろ比喩的強調が許されるならば、『家』の反面であつたといふことが出来る。而してその以前に溯ることは、たゞ全く神話の世界に思考の翼を延すことの許さるゝに止まり、それ以上は如何とも爲し難い

ことであるが、既に他の機會に於いて筆者の觸れたるが如く。(21) そもそも諸冊二神の天柱結婚神話に示されたる思想をはじめ、早く父權的・父系的制度の支配的形勢にあつたこと——他方これと併んで母權的、母系的事實或は之れを暗示するものと目すべき事項の時に發見せらるゝは當然のこと、然もこれは、前記父權的主潮の存在に對して、何等の否定力を有するものでない。と同時に、更に性制度の可成の程度の弛緩を物語る記述と看るべきものも亦發見され無いはなく、従つてその極く最初の段階に於いては群婚的事實も存したろうし、また之れを必しも否定するの要はないが、畢竟は臆測に過ぎず、歴史的に信據すべき時代に至つては、明かに父權的傾向に在ること既述のとほりである——を示す記事を求むるに、決して多くの困難に遭ふことがないであらう。

(15) 創世記第五章又第十一章の記述其他この種の記述は決して管に個人的婚姻、個人的系圖の記述とのみ觀可きものに非ずして、併せて彼等に於ける氏族的系譜を語るものとして觀る時の方がはるかに、自然に受け取られることを思ふ可きである。殊に民數紀略、第一章、第二章、第三章、(就中一五一—二〇〇節)出埃及記第四章十四節其他の記事に就いては一層この點が明かだと云ふことが出來やう。なほ Morgan, op. cit., Pt. II, chap. XV, 4. 參照。

(16) 而して例へば創世記第四章十七、十九節、第十一章二十九節、出埃及記第六章二十節其他の如く、多婦婚的事實(或は時に Promiskuität に近いもの)を索ね得ても、他の甚だ多く遭遇する父權家族的事實に比して群婚に關する記述を得ることは殆んど不可能に庶いやうに思はれる。既にエホバの意なるものが甚だ父權的である。(創世記第二章二十二節以下及び其他各所を見よ)パウロは云ふ『男は女より出でずして女は男より出で、男は女のために造られずして女は男のために造られたればなり』(哥林多前書第十一章八十九節)と。

(17) Das Mutterrecht, a. a. O.

(18) Coulanges, op. cit., Lib. II, chap. II, et III, IX, X.

(19) Leoumeau, op. cit., chap. XIX, p. 418.

(20) 瀧川(政)教授がその日本社會史六頁に於いて偶々筆者と同じ注意を拂はれて居られるのを知る。

(21) 既出拙稿。本誌第二七卷第一一號一一八頁及一一九頁註(一)參照。

四

今、『家』なる語をもち來つて、『家を中心』と謂ひ、或は『家の反面』と謂ひなどしたが、この家なる語は、同時に——或は時に個々に、二様の意味を有する。すなはち家長に統率せられたる夫婦・親子・家族等の現實的生活共同態を意味すると同時に、斯る現實的家族態の一連鎖としての抽象的存在、換言すれば、祖先と、現在の家族員と、未來の子孫との大集團、——或はこれを貫く永世的連鎖を意味する。(1) かの氏族態の後繼者として確定を見たる父權的家族態に於ける家の觀念は常に後者にある。従つて家の觀念を後者に限るときは、家、或は家族態なるものは、氏族制度の前には存在しないものと——僅くとも一應は、云はざるを得ないが、前者の意味に於ける家、換言すれば家族生活は、人の生活に殆んど宿命的に存在すると謂つていい。事實に於て人間は哺乳期が他の動物に比して著しく長い。人の子が獨立に堪えるには僅くとも十年に庶い歲月を要する。従つてその間は、どうしても親子の共棲を必要とする。夫婦が必しも常に共棲しないやうな社會もあるが、斯るところに於いても、親子殊に母子は僅くともその哺乳期間家族生活を營む。(2) 況んや多くの實例に於いて、敘上の事情は、子女から云へば、その父母の終生の共棲を生ぜしめて居る。(3) 然らば、この點より云へば、そもくのはじめに於いて、家族共同態とは、婚姻共同態と同一なものであつた、と云ふことすら可能である。(4) 否、言葉の嚴密なる區別よりすれば、この二者は尤より同一なるものではない。僅くとも家族共同態に於ける夫婦に關する限りの部分が婚姻共同態であらねばならぬ



が、その職能的沿革觀よりすれば、家族共同態内に於ける生存及保族へ向つての協同は、既に述べたるが如く素と不可分の關係に在り、家族共同態といひ婚姻共同態といふも元來各がその或る一面を表すものだ云ふことも出来やう歟と思ふ。兎も角も、斯くの如くして、斯くの如き意味の『家』は氏族態の前にも、また氏族態のうちにもある。(3) 素と一に氏族態と謂ひ、氏族社會といふも、その發達の段階に従つてその態様の一でないことは、事實に於いては尤より、道理の上からも、容易に知り得べきところと云ふべく、斯くて氏族も小なるもの(發達の初期)に在つては、その實質家族態と異ることなきが如きもの、存在も考へ得べく、その大なるもの(發達の後期)に在りては既に所謂父權的大家族への分解過程に入つて居ること、現に歴史時代に於いて見る既述希臘、羅馬、我が邦の氏族社會の如きがある。

(1) 家なる觀念は、特に日本語に於いて精しい。我國法學者のこの概念に對する分析に就いては、中川教授、既掲『身分法學』三五頁以下を引照すれば足る。なほ同書四〇頁以下。Collings, op. cit. Lib. II. chap. I. VIII. IX. X. 參照。教授は本文述ぶるが如き現實的家族共同態を現實的若くは一世代的家族態と呼び、他を抽象的若くは超世代的家族態と呼ぶ。

(2) 『アンダマン諸島では、或は少なくとも其の或る島では、最近まで女は共有にされてゐたと云はれる。……しかしなほ他の事實によると、アンダマンの男女は、一時的にはあるが Monogame な結合を結んでゐる。すなはち多くの動物がやるやうに、女が妊娠して子を持つた時は、その子の離乳するまで、一緒に暮す。斯く夫婦的結合をするといふことは、よここれが如何に短い間であつても Promiscuité とは全く兩立しない事實である。』(Letourneau, op. cit. chap. III. 2. p. 53)。

(3) Letourneau, op. cit. chap. XVI-XX; W. I. Thomas, Sex and Society, op. cit. pp. 223, 227ff.

(4) 本稿第一節註(14)。尚ほ同時に茲に、現今歐米の社會にある「家」家族態が、實は多く婚姻共同態である事實を併記して置く。それは一個の婚姻關係によつて構成せらるゝ生活共同態でたゞ婚姻以上のものとしては、未成熟子を包含する。換言すれば夫婦の協同關係と親子の養育關係がそのすべてである。所謂父權的大家族態の巨大な家族集團が、この形に縮まり、その超世代的觀念が斯く一世代的に縮つたところ、茲に最後の「家」が存する。

(5) Collings の如き、家族態が發達して氏族態を生む説に立つ。(op. cit. Lib. II. chap. X, p. 121. p. 124 ff.)。乍併氏族態と家族態との發生史的關係に就いては學者の間に争のあるところである。或は Sacke の如く、氏族態と家族態とが全然目的を異にした異質の集團なりとする説もある。Morgan の説の如きも、稍や然りと云ふべく、彼は、氏族態それ自身の構成分子として、如何なる形態の家族態の存在をも認めて居ない。然も彼れも亦事實的には、——少くとも或る時代以後に於いては、すなはち『古代及びその次世代に於ける家族態の半ばは氏族態の内在り、その他の半ばは、氏族外に在つた』と云ふ。『何となれば、夫と妻とは必ず相異つた氏族に屬すべきことを要件としたからである。之が説明は簡單にして足る。即ち家族態なるものは氏族態から全く獨立して出現し、より低級な形態から、より高級な形態に進歩する絶對自由を有して居るに對し、氏族なるものは社會的體制の單位として間斷なく存続するものであるからである。換言すれば、氏族は全體として phantomy に入り phantomy は全體として State に入り State は全體として國家に入ることが出来るが、夫妻とは必ず相異つた氏族に屬さなければならぬから、家族態は決して全體として氏族態に入る譯けには行かぬ』といふのである。而してまた『家族態及び氏族態の二組織は相異つた原則に出發し、互に全然獨立してゐる。氏族なるものは共通祖先と想像される一人の人間の子孫の一部分を包含するにすぎず、他の部分を排斥するのみならず、一家族態員の一部を包含するのみで、其餘の部分の排斥する。家族態なるものが氏族態の構成分子たるためには、それが全體として氏族の圍柵の内に入ることを要件とするに、かはらず、古典時代に於いては、それは全く不可能であつた。』と。以上彼の

言ふところは正にそのとほりであらう。乍併これは、所謂父權的大家族態が氏族態から崩壊成生してはじめて、家族態なるものが、展開したのではないことを證明することである。家は一の統治組織としての氏族の單位又は細胞ではなかつたが、事實氏族員の生活の單位であつたことは考へ得べきことである。かくて Morgan も『勿論家族態と雖も、第一義的なもので、氏族よりは寧ろ古いに相違ない』と云ひて居る(以上 Morgan の所説は Morgan, op. cit., Pt. II, chap. VII, を参照)。經濟生活の方面から看るも、本源的氏族生活に於いて、生産から消費までの一連の科程が凡て一氏族内に於いて行はれ、偶發的に起りたることを考へらるべき交易現象も、氏族態間に團體的に行はれたこと等からして、この意味から、氏族態それ自身が、經濟單位であつたと謂ふことは正しい。乍併極く小規模なる氏族態は、事實上家族態との區別を附するに難かるべく、それが大となれば、尙ほ上記の意味に於いてこそ、一氏族態は一經濟單位として活動して居ると云はねばならぬが、實際に於いて、僅くとも消費體としての小單位がその内に生じ來ることを考へることは、寧ろ最も自然であると信ずる。この意味に於いては stage が、氏族態は外部の鬭争の爲に存し、家族態を獲得物消費の爲めの存在と考へたのは、よき着眼、よき思考と思ふ。況んや實のところを云へば、細密なる學問的検討の前には、家族態、氏族態の區別は、必しも終始明確たり得ないことが少くない。例へば羅馬に於ける gens の概念の如きも學者によつて或は之れを家族態の如く、或はまた氏族態として呼ぶのである。既にして斯くの如くであるが、その間に於ける筆者の考へは本文及本註に彼上の如くである。

我が邦古代家族は戸(戶)として氏の中に存在した。

我が邦上古の氏が素と血縁團體であることに就いては異論無きところと謂はねばならぬ。(7) 乍併それは、その組織に於て早くから(8) 血縁なき「部」(部)を含み——と云はんよりは、觀方によつては、これを基礎としてとさへ云ふことが出来る(10) ——更に後にはその中に完全なる奴隸民、奴(奴)、婢(婢)を包有したことは、希臘・羅馬の氏族態である。

と全く同様である。すなはち我が邦の氏族(氏)に就いては、史料の依據せらるべき限りの古さに於いては尤より、あらゆる推斷の能ふ限りに溯つても、尙ほ既に血縁以外の隸屬體をそのうちに含んだ組織、すなはち單なる血縁團體、かの前段觀たるが如き亞米利加土人や濠洲土人の間に在る氏族態の性質とは自から異なる、既に或る段階に達した一の組織體であつたことを知らねばならぬ。かくて氏は統治の組織としては封鎖的に一單位を爲したと觀るべきであるが、生活の單位としては既に早く大に過ぎたものがあつたと云はねばならぬ。(12) 換言すれば、吾が邦上古人は——少くとも知り得る限りの事實的に云つて——その生活を氏の中に包在する家に組織して有つたと觀るべきである。

(6) 戸(戶)は家(イ・ハ)である。また籠(ヘ)に通ずると考へられる。既にして令に「一戸三内縦有一家。以戸爲限。不計家多少也」(令集解・戸令)と規定せられた家は、法律的に云へば、戸の組成分子で、家長と、その妻・妻子孫より成る(その以外に傍系親を含むことがあつた)と云ふべきであるが、その令にして別のところで戸が畢竟所謂家と考へてよいことを云つてゐる。

戸が氏に包攝されて存在したことは、明かであるが、戸も亦一戸が必ず一ヶ所に住居したのではなく、幾つかに所を異にして分れ住んだのであつて、令に云ふ「郷戸」とはこの場合戸主及びその家族の住むところのものであり、「房戸」とは家族の居所である。すなはち氏ノ上(中古の氏の長者)によつて統率せられたる大小の氏の氏人(及び部曲)は各々戸を爲して生活してゐたのであるが、この戸は既に中古令の時代に於いては法文上明に「郷戸」「房戸」の呼稱を以て區別して呼ばれたるが如く家族の全員が必しも戸主と一所に住居せずして、時に分れ住むことを爲したことを知るのである。なほ茲に戸主とは宗家の嫡男(宗家の家長)である。

當時の戸一家が所謂大家族態を爲したことは、普く人の知るところであるが、一例をとれば、一戸の内には祖父母、父

母(妻妾)、兄弟姉妹、妻妾、子孫の外に、甥、甥の子、伯叔父母、従父兄姉妹、外祖父母、外孫を包み、更に同黨、寄人(寄口)の外に奴、婢を入るゝ大集團であつた。

武家時代に於ける家の觀念は、一家と云ひ一門と云ひ、一族、一流、家門、門葉など、稱する謂は、前時代一度崩壊した氏族態の復活態とも稱すべきもの(但しこの結合の紐帶、基礎は、軍事的である)であつて、かの一門の「家督」の如き、前代(中古)の戸主に比すべきよりも、寧ろ前々代の氏の上(前代貴族の家)に於ける氏の長者に庶いものであつた。然もその間これ等の大家族態が自然より、小なる單位に移行すべきは、自然の勢と云ふべく、江戸時代に於ける本家、分家、別家の觀念の如き即ちこの現れである。(なほ角田幸吉「家族法論」、砂川寛榮「日本家族制度研究」あり。一讀の價值必しも無きに非ず。筆者また二、三の示唆を受けたれども、それ以上に得るところ無し。多く求むべからず。)

(7) 氏(ウヂ)とは普通ウミスヂ、ウミヂの義、血系を同じくするものと解せられる。乍併また『拾芥抄』に氏は内の義とあり。平田篤胤の『古氏傳』も同説。而して伊達千廣の『大勢三轉考』には再びうぢは生血(ウミチ、ウチ)の義といふ。更に谷川士潛「倭訓栞」にはイツ(出)の義と解す。近く栗田寛博士(民族考)内田銀藏博士(日本經濟史の研究)下巻一〇七頁などは『内』説に傾き、宮崎道三郎博士(日本法制史論集五二頁)は、朝鮮語との關係に於いてこれを解かんとした。また瀧川(政)教授は、氏神中心團體説を主張せんかに見える(日本法制史六六頁日本社會史五一七頁)。乍併氏の結成を強固ならしめた要素が直ちにその本質たるの必然を有するものに非ず。語原的考究の結果が、諸説に分れても畢竟その本質が血縁團體たるところに在ることには、異説無しと云ふことが出来やう歟。事實「氏」が次註及次々註に述ぶるが如き原則的に血縁なき「部」を早くより含んだ團體であつても——その「部」の人々も、やがては同族觀念を抱くに至る傾向を有したるものであるに於ては——畢竟共同の祖先を有し又は、有すと信ずる幾多の戸を包含せる神治的團體であると云ふことが出来るのである。(氏の制度に就て、モノグラフ的なものとしては、太田亮氏「日本古代氏族制度」は、充分尊敬すべき好著である。)

(8) 既に天孫降臨に際して五部神(イトモノカミタチ)が隨伴したことが見える。蓋し天皇氏が包有した「部」である。

(9) 「部」(べ)または伴(とも)。「とも」は素より友達のものに於けるの意に同じかるべく、「べ」は群(ムレメ)の轉音と見るべくして、これに漢字の部(べ)を當てたものなるべしと云ふ内田銀藏博士の考(既掲書下巻一〇四頁)が最も穩當と考へられる。いづれにしても實際に於て、仲間、組、集團の意を以て一群の人々を指したことは、疑なきところと云ふべきであらう歟。而しこの團體の首長を伴造(トモノミヤッコ)或は伴緒(トモノヲ)と云ひ、その部員を部曲(カキベ、ヤハベ、カキノタミ)と云ふ。この「カキノタミ」の「カキ」はかき(藩籬)の意にして、またイヘカイト(家垣内)の意(吉田東伍博士「古代の郷と戸と家に就て」歴史地理第三卷四號)と考へるも、また侶伴従者の意と斷するも(宮崎博士「部曲考」法學協會雜誌第二卷三號)——博士は茲に於ても亦朝鮮語との關係より推論斷を下される)そのいづれに與するも、自からそれが本來血縁の故に氏族と一團を爲すものでなく、血縁外の(例外としてその附屬する氏と血縁のものも見られるが)一種の隷屬民であることが、推考出来る。また隼人(天皇氏の部の一なり)の祖火照命が火遠理命に屈服させられてその「日夜守護人」たることを誓つて、爾來これが衛護の役に服してその裔に及んだといふ神話なども、部が征服被征服の關係に於いて氏に從屬したものであることを推論せしむるものがある。尤も纏にも述べた如く、氏に從屬する部の人々が、時間を経るに従つて自から同祖觀念を抱いて、それが何時の間にか深く信じられて了つて居ることもある——これは部の首長を多くその氏の上が兼ねて居、それがまた屢々部の名を以て氏の名として居ることがあることなどによつて、一層如斯く結果されることになつたであらう——否、天皇氏の部に於けるが如きは、その部の首長の一族が姓(カハレ)を有し氏を形成することが少くない。斯くの如く同じく部と云つても、天皇氏に屬したる部(これを後に品部といふ)もあれば、地方豪族としての氏に從ふ部もあり、然も、その天皇氏がやがて他の部に對して中央政府的な支配を擴張して行くに従つてこれに直屬する「部」は自から他の氏の部とは優越せる地位に發展し、これが首長の一族が前記の如くまた一の氏を形成するやうに到れば、そ

の氏の内にもまた「部」を從屬せしむべく、相當錯雜して複雑なる事情をよく分析的に理解しなければならぬが、要するに部が本來血縁の故に非ずして氏に從屬する一の隸民團體であるといふことは謬りないところと云はねばならぬ。(なほ「部」については既掲諸論文及び内田博士『日本上古の氏族制度につきて』日本經濟史の研究下卷一〇四頁以下。瀧川(政)教授『日本法制史』、『日本社會史』(その項等)。

(10) この點或る意味に於いては我國氏族制度「氏」の特色と云ふことさへ出來やう。内田(銀)博士は「氏」について説明し「氏はもと祖先を同じくして居た所の血縁の團體を表示した名稱であります。氏を有して居たのは主として社會の上流に位した貴族、即ち諸々の部(こゝに部とは、天皇氏に對しての「部」たることに注意せざるべからず)筆者の世襲主長及地方の世襲君長等の族類であります。』斯くて、氏の名稱も、その居住の地名などと併んで、多く其下に隸從した「部」の名稱を以てした者大伴氏に於ける大伴部、齋氏に於ける忌部、土師氏に於ける土部の如きがあるのである。(既出書一〇七頁)と云はれたのは筆者の知る限りに於て、甚だ簡単な立言ではあるが、最も適確にして含蓄ある「氏」の定義、説明と信ずる。

(11) 奴婢は部曲と同じく隸民であるが、後者が氏のうちに戸を爲し、半自由民たるに對してこれは完く物品に同じい奴隸民である。物品同様に賣買せられ、(天平神護三年、及び寶龜三年東大寺奴婢帳目録及東大寺奴婢籍帳等)贈與寄附せられた、謂はゞ牛馬家畜に等しいものである。令に良或は良人(自由民)に對して賤又は賤民と稱せられたのはこれで、官の奴婢(官戸、陵戸、公奴婢)は、私人の奴婢(家人又は私奴婢)よりや、高く遇されたが、結局いづれにしても「奴婢同盜賊。故不別顯」(律疏殘篇、賊盜律)であり「於奴婢者。律比畜產」(法曹至要抄卷中奴婢合所生子可從母事)である。而して「凡家所生子孫相承爲家人。皆任本主驅使」(令義解卷二、戶令)で「自己失家人奴婢雜畜貨物皆申官司案記。若獲物三日。卷證分明皆還本主」(捕亡令)であつたのである。(尤もこれ等がいろ／＼の理由で時に解放せられて「良」に從しめられたことは、あつたのである)。

(12) 氏がその最も初元的な境地に於て統治的にも、經濟的にも完全に封鎖的な團體であつたことを考へることは寧ろ最も自然である。乍併後にはこれが膨脹して、實際宗氏から支氏が分裂して別に存在したと云ふやうなことも、上毛野坂本氏、平群、土生氏などの例を擧ぐる事が出来る(但し一言斷つて置かなければならぬことは、かく云ふことが、所謂大氏と小氏との間に、宗支關係ありと做す説に參することを意味するものではない。實際上、ある大氏とある小氏とが、時に宗支の關係にあつたことは、無論上記の例の如くあつたに相違はないが、然も、大氏、小氏の稱呼はもとの組織(團體)の大小を云ふにすぎず、これに必ず宗支の關係ありと觀るのは當らぬと考へられる——之れに就いては、細井貞雄「姓序考」は宗支説福田徳三博士も同様にこれと同説(日本經濟史論三四頁)宮崎道三郎博士は氏祖格式の高下説内田(既出書一〇九頁)、本庄(日本社會經濟史三四—三五頁)太田氏(大田亮)日本大古氏族制度三一—九頁)瀧川(既出法制史六九頁)に各々包攝大小説に立つ。ばかりでなく、上古既に早く一の氏が各地に分散所在した事を認むべく、從つて氏がそれ自身一の經濟單位を構成し、經濟上の共同團體を爲したものでなく、その單位とみるべきものは、そのうちに在る「家」であつたといふ内田博士の説に參するものである(内田、既出書一一二—一一三頁)。

『若し吾れ儕が思考の翅を驅つて人類最古の眞唯中に飛んで行くなら、そこに吾れ儕は凡ゆる家々の中に一つの祭壇があり、その祭壇の周圍に家族が集團して居るのを見るであらう。毎朝彼等家族はその爐に最初の祈を捧げる爲めに會し、また毎夕最後の祈を捧げる爲に集る。晝間も矢張り食事を攝るために、彼等は其處に集るのだが、その食事は祈禱と灌奠の後、敬虔なる態度を以て初められる。而して何んな祭事を行ふにも彼等は父祖から傳へられた讃歌を合唱する。

家の外には、すぐ隣接した畑があり、その中に一つの墓がある。之れが其の家族の第二の世界に於ける棲家なの

である。其處に幾代もの祖先が集まつて共に第二の生活を営みながら、引き続き解き分ち得ざる「家」を形成する。斯くて洵に『生ける部分の家族と死せる部分の家族との間には、家屋と墓場とを分けるほんの二三歩の距りがあるばかりである。彼等は……祖先を呼んで彼等の神となし、之れに依つて知は稔り、家は營え、心は淨くならんことを願ふためである。』――

これは、實は Coulanges がその『古代市府』(Coulanges, op. cit., Lib. II. chap. I. p. 39.)の中に、上古希臘羅馬に於ける古代家族の生活を、一面想像的に描出して、讀者に印象せしめ、以てその面目を先づ直觀的に理解せしめんとした記述の一節であるが、殆んどその儘我が上古の家族を説明する辭句として使用することが出来る。(13) 勿論行事の細部の事項に亘て、必しも一から十まで一致するものではないが、その根本的面目に至つては、寧ろ全く符節を合したものと謂つていい。殊にその祖先祭祀を中心として、超世代的に家族生活を營むの精神は全く希臘羅馬の家族に在つてその組織の根本的基調或は紐帶をなすものであると等しく、我れに在つても然りであつた。『彼等は死といふものを生存の消滅だとは考へないで、寧ろ生命の單なる變化に過ぎざるものと信じた。』彼等の裡には輪廻思想は勿論天國觀も生じて居ない。『伊太利亞人、希臘人の最も古い思想に従へば、靈が第二の生活を營むところは決して此の世とは別の世界に於てではなく、實に靈は人々のすぐ傍らに留ま』るのであつた (Coulanges, op. cit., Lib. I. chap. I.) が、この原則は我が古代家族に於いても全く同じい。(14) 『死は實に人間最初の神秘であり、同時に又た人間を其の他の神秘へ導き入れたものである。』(Ibid., Lib. I. chap. II. p. 20.) 彼等にあつては、『死』は畢竟人間の思想を有色界より無明界(du visible a l'invisible)へ、流轉(Le passager)より永劫へ、人より神へと引き揚ぐるものである。斯くて洵に我が邦古代家族に於いても凡て死者は「嘉美」となつた。(15) 而し現在の人々は、その

嘉美達と常に交通して、その神意は彼等の生活の原理であり、規範であつた。(16)

(13) 曾て岡村司博士は曰く『余輩は嘗てヒュステル・ド・クローランジュ著す所の『古代市府』と題する書を読み、古希臘羅馬の家族制度を描敘するを見て、恍として思へらく、是れ我が家族制度を説明するものに非ざるかと。唯此の制度は歐洲の現に存する所のものに非ざるが故に、ヒュステル・ド・クローランジュの之れを記述するや、古書古言に出入し、陳述碑版に據し、博引旁搜、考證尤も力め、其の炬の如き明眼と、斷制に過ぐるの筆力とを以てして、尙ほ往々にして遲疑顧望の態度あることを免れず。然るに余輩讀者に在りては、之を解すること極めて明白透徹にして些の陰翳の所を見ず……』(『民法と社會主義』二七五頁)と。

(14) 吾が國古代民の思考に於いては、常に必しも、クローランジュによつて語られる古希臘羅馬人の如く、その祖先が彼等の住居のすぐ隣りの墓場に生棲して居ると考へたのではない。恐らくその民族移動的歴史が彼等の記憶に割合に生々しく織込まれて居た故と思ふが、かの高天原思想の如く、祖先の生棲地が、或る距離を有することがある。乍併この高天原も決して後の思想に於ける『天國』或は『極樂』の觀念とは全然別箇のものであつて、どこまでも現世的なものである。高天原に在る彼等の嘉美達は、何時でも彼等の招祀に應じて彼等と交通し、彼等は常にその神意を承けて生活した。

(15) 『彼等の思想に於て、死者は即ち神であつた。從て斯る崇敬を享けることは、何も偉人だけの有つ特權ではなかつた。人々は決して死者の間に何等かの差別を設けるやうなことはしなかつた。シセロも云つて居る。――『吾々の祖先は皆な人として此世の生活を終つた後には、神の中に數へらるべきを欲した』と。從てまた其の爲めには有徳の士たりしことを要せぬ。悪人も亦善人と同じく神となつた。唯斯る者は、次世に於いても、現世に於いて有つた悪性をその儘もちつづけたのであつた。』(Coulanges, op. cit., Lib. I. chap. II. p. 16.) これは、そつくりその儘我が國の嘉美である。

(16) 彼等が、事の正邪とか成否、行爲の規準や、判斷を所謂歸神・太占等の手段によつて神に求めたことは紀記の記述の各婚姻に於ける『生物學的』と『社會學的』

所に之れを見る。盟神探湯の法などまたその一である。而してこの民俗・心理はやがて、當時の社會に於て政事が祭事たるの所以となるものである。

Colanges は、この祖先祭祀の思想、彼の言葉に従へば廣く古代宗教(17)と稱すべき家族宗教(18) *La religion domestique* を以て古代家族の根本原理と做す。洵に彼は原始社會百般の制度文物を委くこれに歸せしめるのであつた (Op. cit., Introduction)。この宗教が希臘羅馬に於ける家族を生み、婚姻並びに父權を確立し、親族の序を定め、財産法と相続法とを編み出したのである (Ibid.)。斯くて彼に従へば、古代家族を結合せしめたものは、出生よりも、愛情よりも、先づこの家族宗教である。(19) 此の宗教に依つて彼等は此の世に於いても、將た又次の世に於いても常に一體を爲したのである。而してこの事情は吾が邦古代家族に於ても同様と云ふことが出来る。かゝる點に重きを置けば古代家族はたしかに、自然結合と云はんよりも寧ろ宗教結合と云ふべきであらう。(Ibid., Lib. II, chap. I)。乍併これは實に、既に述べたるが如き人類原始生活に於ける熾烈にして直籤なる生存への眞に本能的なる欲求——其れは全生命の永世を以て完たかるべく、而して之れは先づ最も直接的に切實たる各自の血統永續の願望に依て遂行せられやう——が、雄渾にして神秘なる原始宗教の形を執つて働いたものと云はなければならぬ。斯つた *Fustel de Coulanges* の炬の如き史眼と、山の如き蒐集材料と、劍の如き論斷と、泉の如き示唆とは、常に最大の尊敬に價するものであり、彼の *La Cité antique* は既に古典たるの尊嚴なる段階に在ると同時に、今に至つても尚ほそれが爲めの古色を帯ぶることのない名著として、この意味に於いては恰も新著の如く讀まれ得べきものであるが、然も彼の古代家族論、古代社會論が、唯だ一つの家族宗教なる原理に歸せしめらるゝ、餘りに直載簡明なる公式的見解に對しては、自から非難の存するところである。否、筆者の如きその然れるは彼の卓見に歸すべ

しと做すものであり、而してその卓見には殆んど全幅的に服せんとするものであつて、之れが公式的方法による推斷の恐らく九十九までは成功してゐると云つていゝと思ふが、然も、人類の歴史的經驗が全くこの公理に歸せしめられ終ることは、不可能であると云はなければならぬ。斯くて、家族態構成の要因の如きも、その(當初に於ける)實際的結成素として所謂家族宗教が事實上最も效果的に働いたといふことは認めなければならぬけれども、唯これのみに止まらず、血縁相牽の心理も亦事實的にその一たるべきと同時に、素と共同經濟の必要がこの種集結に缺くべからざる要因たるべきことに就いては、既に嚮にも述べたところである。而してこの三者に優劣を附せんとすることは極めて困難である。否、筆者を以つてすれば、既に云へるが如く、祖先祭祀の繼續といふ宗教的態様を以て表れたることも、實は生命の世代的維持——而して茲にその目的に對する技術的組織としての家族共同態が生ずるの必然的・牽連的なる超世代的擴充——茲に家族態の、累世的延長に對する、然も前者と相補牽連的、完成を見る——と考へらるゝところのものである。但だこの三要因は、長い家族史上相互に消長を有し、或はその宗教的要因が、或はその心理的要因が、而して或は經濟的要因が、それぞれの時代の家族態結成要因の主調を爲す事實はあるが、(20) 畢竟これ等は家族態なるものゝ保族の組織たるの性質に向つて自然が暗黙の裡に與へたる『一の』要因に歸せらるべきものである。

(17) Colanges, op. cit., Lib. I, chap. IV, p. 32. 此の宗教の神は唯一つに限られて萬民の禮拜を受くといふやうな神ではなく、Caste 全體の神フラートヤや汎ヘレニ的ゼウスなどは、似もつかぬものである。此の原始宗教の各々の神は、唯々一

家族の禮拜を受けたに止まる。その宗教は純粹に家族的 *domestique* (domestic) とに注意すべきである。

(18) *La religion domestique*.

(19) Coulanges, *Ibid.* Lib. II. p. 90. 93-94. etc.

(20) あらゆる民族の古代社會を通じて、神治的、宗教的、或は呪術的社會であつたこと、の理由に就いては、今茲に論ずるの意圖を有さぬが、その事實ありたることに就いては、何人も異論なかるべきところである。かくて當時に於ける家族態結成の上、その古代人の宗教的傾向が強く作用したことは、寧ろ當然といふべく、また原始上古に於ける經濟生活上の必要が、強く共同態の結成を必要とした事情についても多くの言葉を要せずして人の認むるところであらねばならぬ。然もこれ等のものが、一は理性的文化の發展につれ、また一は經濟組織の變遷につれて、家族態結成に向つての意義を失ひ行きつつあることも亦認むべきところと云はざるを得ない。この間に在つて比較的常にかはらざるは、その心理的要因であらう。

五

既にして家族態が最も初元的な「生活組織」——「社會組織」であり、「經濟組織」であり、(1) その機構の一部として「婚姻」を認むるとき、茲に古代家族に於ける婚姻の初元的にして本源的な姿を見る。Coulanges は上古希臘・羅馬の婚姻を指して「……實に義務である。それは快樂を目的とするものに非ず——、またその主たる目的が、相思の二人が人生の幸福の故に、若しくはその苦痛の故に合せんと欲したる結合にも非ず。宗教及法律の眼に影じたる婚姻の効果は、實に二人の者を同一の家族祭祀に結合し、依て以てその祭祀を繼續するに適應する第三者を生ましむるに在つた」(op. cit., Lib. II. chap. III.)と云つて居るが、我が國に於ける事情も略同じかつたこと云ふことが出来る。洵に婚姻は斯かる重大な効果を伴ふ神聖事である。希臘に於いて婚姻を表すに *ἄνευ γάμου* と *ἄνευ νόμου* と云ふこと、また羅馬に於ては *Sacrum nuptiae* と *Sponsus* を用ゐたと云ふが、共に神事といふ意味を含む。更に *Pollex* の云ふところに従へば、極く古くは、希臘に於て、婚姻を表すに本來をうした意味より外に有たない *ἄνευ νόμου* といふ字は用ゐず

して、寧ろ單に聖典といふ意味の *γάμος* と *ἄνευ νόμου* を用ゐたと云ふ。而して實際、彼等の婚姻締結に際しては、神嚴、慎重を極めたる宗教的儀式を伴つたのである。この事情は羅馬に於いても亦同じい。(2) 紀記その他古典を通覽する時我國上古の民は、その民族性にもよるか、婚姻に關してそれ程までに重々しく取り行つたと云ふ證佐乃至は暗示を受くる記述に遭ふことが無いやうで、どちらかと云へば、これ等の事項に對して多分に人性的、自然主義的である傾向はその讀者をして之れと裏書する記述に必しも稀ならず遭遇せしむるであらうが、(3) 然もかゝる傾向に在つて尙ほ、決して婚姻事が放恣に放置せられて居たのでないことを知ることが出来るのである。(4) 既に民族性に就いて云へば、その神話に於ける希臘羅馬の神々は寧ろ多分に人血的であり、希臘人の所謂ヘレニスティックな、また羅馬の現實主義的傾向を云はねばならぬが、その間に在つて尙ほ、その古代家族内の婚姻が、斯くも神聖慎重に執り行はれた意味に就いて悟るところあるべきである。

(1) 本稿第四節參照。

(2) 既掲拙稿『婚姻儀式の公示性』就中その一二頁註(6)參照。Coulanges, op. cit., Lib. II. chap. II.

(3) (4) 既掲拙稿。本誌第二七卷第一一號一〇七頁以下、一一九頁。同二八卷三號九〇頁以下。

氏族社會の統制は、その自然的崩壞の過程に從て二つの方途に分化結體したと觀ることが出来る。すなはち、氏族態はその公法的統制の内容は之れを中央集權的統治體(或は廣く國家と云ふを得べし)に、その私法的統制の内容は之れを父權的家族態に譲り、これ等は各に結體するを見たのであるが、我が邦の氏族社會に於ても大化改新をその一大指標として、この事が行はれたと云ふべく、今これを専ら家族史的に云へば、我が邦に於ける父權的家族、超世代的家族——家は、この邊に於いてやうやくその確實なる成立を見た。少くも從來やうやく發展しつゝあつた

その成立が、一方新しく生じた新社會——國家の統治圈内にその統制の對象として認識せられた事實は、大化元年に於て、戸籍の制を見、養老令にも亦戸令の定められたのを見る。而してこの「家」に於いて行はるべき婚姻に關しては、また素より大寶令戸婚律、繼嗣令、或は戸令の裡にそれぞれ規律制約を見るのであるが、それ等が婚姻適齡を定め、(5) 異色婚を禁じ或は制約し、(6) 近親婚、重婚、相姦者婚を禁じ、また婚主、(7) 媒人の制(8) を定めて居るの知らねばならぬ。(9)(10)

(5) 婚姻適齡の社會學的意味について戸田貞三教授『家族制度の研究』二頁以下に、考へ可き説を爲して居られる。

(6) 賤民については、嚴重に同色婚を規定した。即ち『凡官戸陵戸家人奴婢與良人爲夫妻所生男女。不知情者從良皆離之。其逃亡所生男女皆從賤』(令集解・戸令)と云ひ、『凡陵戸・官戸家人公奴婢。皆當色爲婚』といふ。また皇族間、及皇族臣下間の婚姻については許可主義を採る。すなはち『凡王娶親王。臣娶五世王者聽。唯五世王。不得親王』(令集解・繼嗣令)。

(7) 既出拙稿。本誌第二八卷第三號九三頁、一〇二頁註(1)。

(8) いったい當時にあつては、女が婚姻を爲すには必ず一定の親族の承諾を受くることを要した。すなはち『凡嫁女。皆先由祖父母伯叔父姑兄弟外祖父母。次及舅從母從父兄弟』(戸令)とあり、『凡嫁女奔妾。不由所由。皆不成婚不成奔。所由復知。滿三月不理。皆不得更論』(戸令)と云ふ如く、之れを缺いた婚姻は、よし事實上締結されても取消された。然して『若舅從母從父兄弟不同共財及無此親者。並任女所欲爲婚主』同とあり、祖父母、父母、伯叔父叔、兄弟、外祖父母及同居共財せる舅、從母、從父兄弟なきときは、勝手に婚姻することが出来るが、なほ婚主を立つることを要したのである。因に朝鮮に於いては古來婚姻當事者の父兄又は伯父母が、婚姻當事者に代り婚姻の承諾を爲し、これを主婚者と云ひ、この主婚者の意思に基づき婚姻が成立するの慣習であると云ふ。(吉武繁『朝鮮親族法相續法要論』)。なほ、前註既出拙稿參照。なほ男家に於ける承諾に就いては、少くとも令、規定あるを見得ないが、これは無論のこと、令はたゞこの規定を

女家の場合に譲りたるのみと做す三浦博士(既出書三四〇頁)の見解に多少の疑を存しつつも、姑らく與する。

(9) 三浦周行『法制史の研究』二八三頁以下。三三六頁以下。五一五頁以下其他。瀧川政次郎『日本法制史』二一五頁以下。

三五二頁以下その他參照。

(10) これ等の規定の社會學的意義についての詳細は、別に機會を豫定するか故に今詳しくは論ぜず。なほ前掲拙稿。本誌二八卷三號九三頁の專見參照。

其後の各時代に於ける婚姻法の諸規定が有する意味は、そのはじめ養老・大寶兩令の規定が有する社會學的意義とその趣旨を同じくするものであるが、我が國に於ける「家」の觀念が最も獨自なる純粹の形に於いて形成せられたと觀るべき(11) 武家時代、——徳川時代の武家法に於ける規定を一例として茲に一瞥するに、抑も「武家法度」に「私不可締婚姻事」(秀忠一家光、家綱、降つて家宣等の教書も同様趣旨)とあり、當時に於ける婚姻が要した形式的要件としては、縁組(婚姻)願を婚姻當事者の兩家より必ず幕府に提出してその許可を受くことを要し、次に祝儀(結納)を取替したる後婚姻(婚儀)即ち祝言(結婚式)の舉行を結ぶのであつたが、(12) その實質的要件としては、家柄身分のつり合ひに懸隔なきこと、且つ近親婚を禁じ、適齡を定めたこと等を擧ぐべきである。以上は諸侯、旗本に於ける事であるが、諸士の場合も精神に於いては尤より、事實上略同様の制規が存したのである。(13)

(11) 謂ふ意味は、本源的氏族態の性質に離ること最も遠く、然も一方後の『現實的小家族』に至ることまた甚だ遠きの意。

(12) この場合、祝儀(結納)は夫婦關係の始期で、婚儀はその完成期、すなはち祝儀によつて生じた縁女、縁夫が、祝言によつて夫婦となるのである。すなはち武家法に於いては、婚姻婚儀とは、即祝言(結婚式)のことであつたと言はなければならぬ。婚姻儀式の婚姻に於ける意義については、既掲拙稿を見よ。

(13) 中田薫『法制史論集』(第一卷)四六七頁以下參照。



斯くの如くして洵に既に筆者の本篇に所謂『生活の組織』としての家族的共同態が、經濟組織の變展につれてその價値を減じ、その内部の家族的協同が、最早や却つて生活の上に寧ろ不便や障碍をさへ生じ來るにつれて、共同態の範圍は漸次縮小し、現今歐米諸國に見る家 family の如きその内容として純然たる婚姻共同態のみを指すが如きものに至らしめつゝある今日に於いても。尙ほ必しも超世代的意味に於ける家の觀念が全然失はれたと云ふことは出來難い。少くとも、その家族態内——婚姻共同態内——に在るべき未成熟子(14)の養育關係に於いて、『超世代的なるもの』を全然清算することは不可能である。我が邦現行婚姻法に於いては、娶嫁婚の原則を明言し(民法七八八、八四五條)、戸主、及び在家の父母の同意權(七五〇條一、二項七二二條)を規定し、家女と他女との區別を設けて家女を他女に比して重するの風を有し(八一三、七四五、八一、九八二條其他)、其他法學者の所謂婚姻緣組性の表現を多く見るのであつて、殊に入夫、婿養子の規定(七八八條二項、九六四條四項三號、七三六、七三九、九七〇、九六四、九七三、九四七條其他)を有するのは茲に婚姻に於ける強い家族法的制約を見るのである。(15)蓋し、所謂家族制社會に於ける婚姻に於いては、配偶者の一方は婚姻と共に從來の家を離れて他方配偶者の家に入るのである。斯くて離婚あるまでは、配偶者の死亡に遭ふもその家に留るを以て原則とし、その家の親族とは、自己の血族に於けると殆んど異なるなき關係を以て結び付けられる。この原則が父權の原則と結ぶときは必然的に娶嫁婚の原則を生ずべきであるが、之れを絶対に徹底せしむれば、女の直系卑屬のみ存する家にあつては無子の家の如く血統繼續を全然擬制的手段に委するの外は無い道理である。斯くてはたゞ女なるが故に眞實血縁あるものをして、擬制的血族の血統に譲らしむる、家系繼承上面白からぬ結果を生ぜざるを得ないことを避くるために、女は必ず他家に嫁する慣しであつた古代印度に於いてさへも、家に男子なき時は嫁娶第一の出生男子を實家に送りかへす合意が有効に行はれた。降

つて古代希臘に於いては最早かゝる場合には女子ははじめから他家に嫁するの必要なく、被相続人の最も近い男系親族が相続人として家と財産とを受くと共に、右の女子をも受けてその妻とすることを命ぜられた。これが所謂 *struzhypos* であるが、既に茲まで來れば、女は女で家に留まり、自ら夫を家に迎へればよいと考へられるやうになることは自然に到來するであらう。而してこれに更に一步を進めれば、招婿的婚姻が娶嫁婚の原則に對して例外的に許容せられるやうになるのも、亦自然の道程と云ふべく、我が邦の民法が女戸主を認めて、これに入夫婚姻を許し、戸主に非ざる家女については、男子を養子に迎へて後これと婚姻せしむるか、婚姻と同時に家女の父母と縁組せしむることを規定するのは、之れによつて、寧ろ實效的に「家」の存續を得しむる思想を弄味すべきである。

(14) 婚姻に於ける兩性結合が、事實的に必ず子女を結果すると云ふことは無い。而して現在に於いては無子が離婚の原因たり得ることもあり得ない。すなはち無子も亦、その婚姻の瑕疵たることにはならない。實際に於て、子を欲せざる婚姻もあり得る。乍併これは婚姻に於ける『生物學的』なるものが、オートノミーを得たる結果に依るものであつて、一の性格合が子女を結果せぬことは、畢竟例外的事項に歸せしむるか、全く別種の理由よりする有意的制限に歸せしめざるを得ぬ。

(15) 中川教授。既出書二〇一—二〇頁參照。

遮莫各民族、各時代に亘つて古くから婚姻が法的制約の對象を爲して居ることは、そのことそれ自身之れが一の社會的事項たることを示すものであることは勿論であるが、而も前段姑く觀來りたるが如く諸の婚嫁法が規定するところのものは、決して常に婚姻が結果的に生むところの社會關係のみではなく、深く之れ等のものに就いて考ふるところあれば、婚姻が元來『社會學的なるもの』といふ筆者の立言を裏書きするところのものあるを知るであらう。茲に婚姻が社會學的なるものとは、婚姻は本來 *l'ordre de la nature physique* に屬するものに非ずして *intelligence*

humaine の側に在るもの、謂であつて、その爾か云ふ所以については節を追ふて擧に既に述べ來つたところである。洵に人間には本來自然なる性的次序といふが如きものはない。その『生物學的』なる生殖の事項は、夙に早く『社會的』なる組織にまで齎らされた——これが婚姻であるが、その婚姻制度が家族の共同の組織と不可分の理由及實際に就いても亦既に述べたとほりである。蓋し、個體維持の究極の目的は全體の維持にあり、生物學的に云へば、個體の生活は全體の繁殖の基礎たるに於いてはじめて意義を有するものと考へられる。而して人類は、その生活の技術的組織として社會を有つたのであるが、その社會の初元的態様は血統的共同態——『家』であつたのである。故に擧に筆者が自己の立言の事實的證佐として擧げたる古來の婚姻法規に於ける家族的制約の如き、それは單にその時代に過ぎずして『婚姻』そのもの、本質を示すものに非ずと做す説の如きも、筆者の考ふるところを動かすに足るものでない。元來婚姻は家族態の組織と一體を爲して生じたる組織であつて、前記の諸規定の『家族制度的傾向』は、すなはちその本質の裏書である。但し人類生活上の共同經濟の效力(必要)は、益、その度を強め、到底家族態と云ふが如き團體範圍に局限し得なく、次第により大なる組織に擴大せらるゝにつれて、この家族態は漸次その意義を失ひ機能は硬化し、遂には崩壞の途を辿りつゝあるものであつて、これに従ひ婚姻そのもの、運命についても、一つの定つた方途が存するの道理であるが、これは筆者の稿を更めて考究せんとするところのものであり、自から本篇の論及せざるところである。

## ヘランダー著「經濟政策の合理的基礎」

——Sven Helander; Rationale Grundlage der Wirtschaftspolitik,

1933. Nürnberg——

氣 賀 健 三

經濟政策に關する最も根本的な問題は、經濟政策といふ一つの政策的判斷の基準は何であるかといふことである。兎に角政策である以上何等かの目的を達成せんとする手段である筈であるし、現實的事實に對して單なる記述的な因果的説明を以て満足すること無く、其可否を判斷し之に對する政策施行者の態度を決定すべき或る所定の方針が定まつて居らなければならぬ。

經濟政策が苟も一個の學問として存在する以上斯かる基準、斯かる根本方針は客觀的に統一のあるものであると同時に又一般に確立せられたものでなければならぬ。單に個々の現實的實情に則した其場凌ぎしきの經濟的政策の綜合が所謂の經濟政策なる知識であるとすれば、その知識には何等の統一もなければ體系もなく、一個の獨立せる學問たるの資格は備はらぬ譯である。

従つて經濟政策を一個の學問として研究する場合には當然或種の價值が、達成さるべき究極目的として設定せら